

なる諸點を左に列記する。

(イ)口頭辯論主義 一般民事訴訟に於けると同じく選舉訴訟に於いても嚴格な口頭辯論主義を取り
(民訴一)、裁判は口頭辯論に於ける當事者の陳述に基づいてのみ爲される(八五條)。

(ロ)檢察官の立會 口頭辯論は原告(選舉人又は議員候補者)と被告(選舉長)との間に行はれるのであるが、選舉訴訟が性質上公法的事件なることに基つき、法律は裁判所が檢察官をして口頭辯論に立會はしむべきことを命じて居る(八五條)。檢察官は公益の辯護者として意見を陳述し得るのである。

(ハ)訴訟參加 選舉訴訟に於いても、一般民事訴訟に於けると同じく、訴訟の繫屬中當事者の一方を補助する爲に訴訟に參加することが許される(民訴六)。但し參加人も原告と同じく選舉人又は議員候補者に限ることは、當然と見るべきである。

參加の許されるのは唯右の如き補助參加即ち當事者の何れか一方と主張を同じうする者に限り、所謂主參加即ち當事者の何れとも主張を異にし其の雙方を相手方とする者は訴訟に加はることを許されなす。

(ニ)當事者陳述主義 行政訴訟に於いては職權審理が認められて居たのに反して、裁判所に於ける選舉訴訟は原則として民事訴訟の例に依るのであるから職權審理主義の適用なく、裁判所は當事者の申立てない事實又は證據方法を審理するを得ず、當事者間に争なき事項は之を否認するを得ない。

但し訴が不適法である場合には、裁判所は當然之を却下すべきものであるから、訴が適法であるや否や殊に原告が有資格者であるや否やに付いては、裁判所は當然職權を以つて審理し得べきものと解せねばならぬ。

(ホ)判決 選舉訴訟の判決は、争の目的となつた選舉の全部又は一部が無効であるや否やを確認するものであり、其の以外に出づるを得ない。勿論選舉が無効となれば其の選舉に依り當選人と決せられた者の當選は總て無効となるのであるが、それは選舉無効の結果であり、選舉訴訟の判決に於いて「何某ノ當選ヲ無効トス」といふやうに當選無効の判決を爲すことは違法であつて、それは選舉訴訟の性質とは相容れない。

(ヘ)裁判所の通知義務 選舉訴訟が提起せられ又はそれが終結したことは、選舉の管理執行及び議員の資格の上に直接の關係が有り、關係官廳は當然之を知つて居らねばならぬ所であるから、法律は該訴訟の提起ありたる時及び訴訟の繫屬せざるに至りたる時(訴の取下ありたる場合)は裁判所の長は其の旨を内務大臣及び關係都道府縣の長を経て都道府縣の選舉管理委員會(參議院の全國選出議員の選舉に付いては全國選出議員選舉管理委員會)に通知し(八六條一項)、判決が確定したときは判決書の謄本を内務大臣に送付し、議會開會中であれば衆議院議長にも送付すべきことを命じて居る(八六條三項)。

第三節 當選訴訟

(一) 當選訴訟の性質。 當選訴訟とは選舉の結果としての當選人の決定に誤が有り、當選人と決せられた或る者の當選が無効であること又は落選人と決せられた或る者が當選者であることを主張する訴訟である。それは専ら當選の效力に關する争で、選舉それ自身は有効であることを前提とし、唯選舉會に於ける當選人の決定を争の目的とするものである。法律が「當選ノ效力ニ關シ異議アルトキ」(八二)と曰つて居るのは、其の意を示すもので、即ち當選人として決定せられた者が果して眞に有效の當選人であり、落選人と決定せられた者が果して眞に落選人であるや否やが争はれるのである。

當選人の決定は選舉終了後各開票區からの調査報告に基づき選舉會に於いて直に之を爲すを要するものであるが、其の決定は一回限りで確定して動かすべからざるものとなるのではなく、其の後當選人中に死亡者・辭選者・失格者を生ずれば、改めて選舉會を開いて繰上當選人を決定せねばならぬ。當選訴訟は最初の當選人決定に對すると等しく、繰上當選人の決定に對しても等しく之を提起し得べきことは當然である。

(二) 當選訴訟の種類

當選訴訟は何れも當選の效力に關する訴訟たることに於いて共通の性質

を有するものであるが、其の理由とする所の異なるに依り之を三種に分つことが出来る。

(イ) 當選人の決定を無効なりとする訴訟。 當選人の決定は選舉會を開いて之を爲すのであるが、其の決定が有効である爲には、(1)選舉會が適法に構成せられて居り、(2)選舉會を開くべき適法の時期に於いて開かれたものであり、(3)正當の手續を経て決定せられたものでなければならぬ。若し組織・時期・手續の何れかに於いて違法であれば、其の決定は無効となり、それに依り當選人と決せられた者の當選も一應無効となり、改めて當選人を決定せねばならぬ。

(ロ) 投票の效力及び得票数に關する訴訟。 當選訴訟の最も普通なるものは、候補者の有効得票数の計算に誤ありと主張するもので、投票の有効無効の認定を誤り、随つて各候補者の有効得票数の計算及び當選人の決定に誤を生じたことを訴訟理由と爲すものである。

(ハ) 議員候補者の一身上の資格に關する訴訟。 當選人と決せられた者が無資格者であつて當選人たり得ないこと、又は反對に無資格者として落選と決せられた者が有資格者であり當選人たるべきことを主張する訴訟である。

以上の三種は何れも當選訴訟たることに於いては共通の性質を有し唯其の訴訟理由を異にするに止まるのであるから、訴訟の繫屬中に其の理由を變更し又は一の理由に加へて他の理由を追加することは之を妨げない。

(三) 當選訴訟提起の要件 當選訴訟に付いても選舉訴訟に於けると同じく、衆議院又は參議院議員の選舉に在りては直接に高等裁判所に出訴すべきものとせられて居るのに對し、地方公共團體の議會の議員又は長の選舉に在りては先づ選舉管理委員會に異議申立を爲し其の決定に不服ある場合又は更に訴願を爲し其の裁決に不服ある場合に始めて高等裁判所に出訴し得べきものとして居る。

原告として當選訴訟を提起し得べき者は、衆議院又は參議院議員の選舉に在りては「當選ヲ失ヒタル者」(衆八三條)に限つて居る。即ち當選人と決定せられなかつた候補者に限り之を提起し得るのである。地方團體の議會の議員及び長の選舉に在りては、之に反して候補者の外選舉人も異議申立を爲し得べきものとせられて居り、随つて又當選訴訟の原告たり得べきものである。

當選訴訟の被告は原則として當選人である。當選訴訟は通常は當選人として決定せられた或る者の當選を無効なりと主張するのであるから、當選の效力の争はれて居る當選人を被告とすべきものとせられて居るのである。併し當選訴訟は或は當選を失つた候補者が自己を當選人として主張することが有り、其の理由として其の得票數が法定の得票最少限に達して居ること、選舉の期日後に被選舉權を失つた者でないことを主張する場合には、都道府縣の選舉管理委員會の委員長を、參議院の全國選出議員の選舉に在りては全國選出議員選舉管理委員會の委員長を被告と爲さねばならぬ(衆八三條參七三條)。當選人を被告とする訴訟に於いて裁判確定前に當選人が死亡すれば檢察官を被告とする。

出訴期間は當選人の氏名又は當選人なきこと若くは定數に満たないことの選舉長の告示のあつた日から三十日以内とせられて居る(衆八四條)。繰上當選人の決定に付いても同様に決定の告示の日より三十日以内に出訴し得る。地方公共團體に於ける選舉に付き當選の效力に關する異議申立を爲し得べき期間は當選の告示の日から十四日以内とし、異議の決定に對し訴願し得べき期間及び異議の決定又は訴願の裁決に對し裁判所に出訴し得べき期間は、選舉訴訟に於けると全く同様である。

出訴期間の開始前即ち當選人決定の告示の有る以前に既に當選訴訟を提起した場合に、それが適法の訴であるや否やに付いては、判例は一般に其の適法なることを承認して居る。告示は單に通知行爲に過ぎないのであるから、其の通知ある以前に於いても既に當選人の決定が行はれた以上は、其の通知を待たず直に之に對して争ひ得べきは當然でなければならぬ。「告示ノ日ヨリ三十日以内」とあるのは出訴權の終了する期限を定むるのが目的であり、告示前には出訴を許さない趣意と解すべきではな

い。以上の外訴訟提起の要件は當選訴訟に付いても一般に選舉訴訟に於けると同様である。殊に訴狀の形式、其の送付先、供託金等に付いては同一の規定が適用せられる。

(四) 當選訴訟の理由 當選訴訟には前に述べた如く(1)當選人決定の效力、(2)投票の效力及び各候補者の得票數の計算、(3)候補者の一身上の資格、の何れかを争の目的として居るもので、此等三種

の訴訟はそれぞれ訴訟の理由を異にして居る。

(イ) 當選人の決定を無効なりと主張する訴訟 に於いては、其の決定を爲した選舉會の構成、決定の時期又は其の手續の違法を主張するものでなければならぬ。

就中、當選人の失格が未だ確定しないに拘らず既に補充として繰上當選人を決定し、又は當選承諾の届出期限を經過した後議院に議員を生じ随つて次點者より繰上當選人を決定すべき場合ではないに拘らず次點者を當選人と決定するが如きは、何れも違法で、其の決定は無効と爲さねばならぬ。

繰上當選人を決定すべき場合であるに拘らず選舉長に於いて違法に選舉會を開かず其の決定を爲さない場合に、繰上當選人たるべき地位に在る者から、自己が當選人として決定せらるべきものであると主張して出訴し得べきや否やに付いては、出訴し得ないものと解せねばならぬ。當選人の決定に對する訴は現に其の決定が行はれた後に於いて始めて提起し得べきもので、違法に其の決定を爲さないことに對しては出訴の途は無い。唯他日補充又は補闕選舉が行はれた後に自己が繰上當選人たるべく因つて其の選舉は無効であるとする訴訟を提起し得べきに止まる。

(4) 昭和九年九月十九日の行政裁判所判決は『市長ガ選舉會ヲ開キ市會議員ノ當選者ヲ定ムルコトヲ爲サザリシ場合、之ヲ定ムルコトヲ要求スル行政訴訟ヲ許シタル規定ナシ』と曰つて居る。それは當選人の一人が當選を辭したに拘らず、市長は補充選舉を行ふべき場合であると認めて繰上當選人決定の爲の選舉會を開かなかつたのに對し、次點者から自分を當選人として決定すべきものであると主張して當選訴訟を提起し、行政裁判所は之を不合法として却下したのである。

(ロ) 投票の效力及び得票數に関する訴訟 は各候補者の有效得票數の計算を誤つた結果として當選人の決定に誤を生じたことを主張する訴訟である。

此の種の訴訟に於いて争となるのは専ら得票數の計算に在るのであるが、單に得票數の計算が誤つて居ることのみを以ては訴訟の目的と爲し得べきものではなく、それが當選人の決定に影響する場合にのみ訴訟の目的となり得るのである。勿論得票數の多少は、當選人の決定に影響は無くとも得票者に取り大なる利害關係が有り、殊に或る數に達するだけの得票が無ければ、或は其の供託金を沒收せられ、或は繰上當選人たることを得ない不利益を受けるのであるが、斯かる利害關係は有るにもせよ當選の效力に影響しない限りは、當選訴訟として單に得票數の増加を求むる訴は許されない所で、それは不合法の訴として却下せらるるの外は無⁽⁵⁾。

(5) それは判例に依つても常に承認せられて居る所で、例へば、昭和十三年六月六日の行政裁判所判決は『町村制第三十三條ガ當選ノ效力ニ關シ異議ノ申立訴願又ハ行政訴訟ヲ認ムルハ當選ノ效力ニ關シ争アル場合ニ限り單ニ當選者及落選者ノ得票數ノ増加ヲ求ムルモノヲ包含セズ』と曰つて居る。衆議院議員の選舉に付いても同様に解すべきことは勿論である。

得票數の計算に關する當選訴訟に於いて、主として争の目的となるのは、投票の效力に付いてであり、或は有効と決せられた投票を無効なりとし、或は無効と決せられた投票を有効なりと主張するのを普通とするが、時としては有効投票として計算せられて居るものの中若干の無効投票あることが立

證せられ、而も何れが其の無効投票であるかを認定することの不可能である場合が有り得る。

投票の無効原因が投票の表面に現はれ、外面的に投票を観察することに依り投票の有効無効を判断し得べき場合は、問題は比較的簡明で、各個の投票に付き其の有効無効を認定し、無効と決せられた投票は之を取除き、有効投票のみに付いて各候補者の得票数を計算し、それに依り當選人を決定すべきことを當然とする。

之に對し時としては投票の無効原因が投票の表面には現はれず、有効投票として計算せられて居るものの中若干数の無効投票が混入せられて居ることが明白であつても、何れが其の無効投票であるかを知ることが不可能であることが有る。其の殊に著しいのは無権利者の投票で、投票の當日投票所に入場して投票を爲したことが明白である者の中選舉權を有しない者が若干名あつたことが立證せられたとすれば、無権利者の投票は當然無効でなければならぬから、それだけの人数に相當する無効投票が其の中に混入して居ることは明瞭であるけれども、無記名投票の下に於いては何れが其の者の爲した投票であるかを分別することは全く不可能である。其の外當日旅行中で投票所に來場することの出來ないことの明瞭な者が入場投票したことになつて居り、それは他人が本人の名を詐稱して爲した投票でなければならぬこと、全く文字を解しない者が入場し投票したことになつて居り、それは何人かが代書したものでなければならぬ等も同様の例に屬する。之を潜在的無効投票又は歸屬不明の無効投票と稱することが出来る。何人の得票として計算せられて居るかは不明であるが、兎も角其の中には若干数の無効投票が潜在して居ることは、争ふべからざる所であるのである。

斯ういふ場合に如何に當選人を決定すべきかは、稍困難な問題であるが、第一に明らかにすべきことはそれは等しく投票の效力の問題であつて選舉の效力の問題でないことに在る。選舉の全部又は一部の無効を生ずるのは、選舉の管理執行に付き違法の有つた場合に限られるが、無権利者の投票や氏名詐稱者の投票や代書投票の如きは何れも投票者の違法行爲であつて、單に投票の無効原因たるに止まり選舉それ自身の效力に影響するものではない。随つて其の無効投票は之を取除き有効投票のみに依つて當選人を決定すべきことは、一般の場合と同様であり、決して選舉それ自身を無効ならしむるものではないが、唯此の場合には何れが其の無効投票であるかを知り得ないのであるから其の取扱方が困難で、此の場合は已むを得ざる方法として可能性を標準とし、各候補者の得票数の中には右の無効投票の加算せられて居る可能性あるものと爲し、各候補者の得票数の中からそれそれ右の潜在的無効投票の数だけを減じ、殘餘を其の確實な得票数と爲し確實な得票数のみに依つて當選人を決定するの外は無⁽⁶⁾。

(6) 行政裁判所の多年の判例は、潜在的無効投票の数が選舉の結果に異動を及ぼす虞ある場合を以つて選舉の無効原因と爲し、唯潜在的無効投票が全部自己の得票中に算入せられて居るとしても尙當選人たることを失はない確實の得票者のみは其の當選を失はない。

のとし「某選挙ハ之ヲ無効トス但シ何等若干名ハ其ノ當選ヲ失ハズ」といふ判決を爲すを常例として居る。

此の判例の趣旨は實際の結果に於いては結局正當に歸するとしても、理論上は甚しい誤解と爲さねばならぬ。第一に選挙を無効としながら尙若干名の當選者を出だすといふのは既に甚しい矛盾であるのみならず、潜在的無効投票と雖も無効投票である以上は、これを除き有効投票のみに依つて選挙の結果を定むべきことは當然で、それは選挙の無効原因となるものではない。判例が之を選挙訴訟として處理して居るのは甚しい誤で、それは唯當選訴訟の原因としてのみ成立し得べきものである。

法律は此の如き潜在的無効投票に付いては何等の規定を設けて居らぬのであるが、實際上の便宜から謂つて私は法律が「選挙権ナキ者ノ爲シタル投票其ノ他本來無効ナルベキ投票ト雖モ他ノ投票ト混同セラレ孰レガ該投票ナルカヲ判別シ得ザルモノハ其ノ無効原因ガ投票ノ表面ニ現ハレザル限り之ヲ有効投票ト看做ス」といふが如き意味の規定を設けることが望ましいと思ふ。

得票数に關する訴訟の一種としては、尙或は繰上當選人と決せられた者が法定の最少限の得票数に達せず、随つて繰上當選人たるを得ないと主張し、或は反對に、最少限の得票数に達しない者として繰上當選人たるを得なかつた原告が、それを超ゆる得票数が有り當選人と決せらるべきものと主張することも有り得る。

(ハ)議員候補者の資格に關する訴訟 は或は被告たる當選人が被選挙権なき者であつて當選人たるを得ないことを主張し、或は落選者たる原告が現に有資格者であり當選人たるべきことを主張する訴訟である。争の目的となるものは専ら原告又は被告の一身上の資格であつて、裁判所は一に裁判當時に於ける現在の資格に付いて審理し、其の當選人たるべきや否やを決するのである。

(五) 當選訴訟の審理 裁判所に於ける當選訴訟の審理は選挙訴訟と同じく民事訴訟の例に依る

ことを原則とし(一四)條、當事者陳述主義(八六條)が適用せらるるもので、當事者の申立てた投票の效力、當事者の申立てた當選人の當選の效力のみが、裁判所の審理すべき範圍に屬する。當選人を被告とする當選訴訟に於いては専ら被告人たる當選人の當選が無効であることを主張するものであり、選挙長を被告とする訴訟に於いては落選者たる原告が當選人たるべく其の代りに當選人と決せられた者の當選は無効であると主張するものであるから、裁判所の審理は唯此の範圍に限定せられるのである。行政裁判所の判例に於いては、苟も或一人の當選人の當選の效力が争となれば、他の總ての當選人の當選の效力もそれに伴ひ必然に不確定となり、裁判所は職權を以て其の全部に付き審理することが出来るといふ見解を取つて居たけれども、此の如き見解は「裁判所ハ當事者ノ申立テザル事項ニ付判決ヲ爲スコトヲ得ズ」(八六條)の原則に違反し、裁判所の權限として許されない所と認むべきである。但し此の點に於ける重要な例外として、法律は當選訴訟に於いても裁判所が當該選挙に於いて選挙の規定に對する重大な違反が有り、それが爲選挙の結果に異動を及ぼす虞ありと認むるときは、選挙の全部又は一部の無効を判決すべきものと定めて居る(八二條)項。當選訴訟は本來選挙の有効なることを前提とし、唯或る當選人の當選の效力のみを争ふものであるが、若し其の前提たる選挙が無効であれば當選人全部の當選が初より無効であつて當選訴訟は存立の餘地は無いのであるから、裁判所は口頭辯論の全趣旨及び證據調の結果に基づき自由なる心證に依り(八五條)選挙それ自身が全部又は一部無効なるこ

とを認定するならば、當事者の申立てざる事項であるに拘らず、尙之を判決すべきものとして居るのである。

當選訴訟の判決は訴訟の内容に従ひ、若し當事者の主張が某當選人の當選を無効とするに止まるものであれば、其の主張が容れられたときは右何某の當選を無効とする旨を判示すべく、若し又當事者の主張が或る當選人の當選を無効すると共に原告自身が當選人たるべきことに在るとすれば、其の主張が容れらるれば、甲某の當選を無効とし乙某を當選人とする旨を判示すべきである。行政裁判所の判例は、總て當選訴訟に於いては唯某當選人の當選を無効とする旨を判定し得るに止まり、特定人を當選人とする旨を判決するを得ないものとして居るけれども、それは首肯し難い。當選訴訟の原告が自己の正當な當選人たることを主張し得ることは當然であり、其の場合に若し其の主張が容れられたならば判決に其の旨を判示することは勿論でなければならぬ。勿論、選舉法には當選訴訟の判決が有れば選舉會を開いて當選人を定むべき旨を規定して居るけれども(六九條三項)、それは當選人の告示、當選證書の付與等の形式の爲に必要な手續であつて、敢て當選人の決定を選舉會の專權に任ずるの趣旨ではなく、若し裁判々決に依り既に當選人が決定せられたならば、選舉會は其の趣旨に従ひ更に形式上に當選人決定の手續を爲すことを要するのである。⁽⁷⁾

(7)行政裁判所の判例に於いても、一方に於いては當選訴訟の判決としては唯特定の當選人の當選を無効とする旨を判示するに止まり

何人が當選人たるべきかを判示することを得ず、それは一に選舉會に於いて決定すべき所であると爲しながら、一方に於いては、選舉會に於いて當選人を決定するには判決の趣旨に拘束せられ、其の趣旨に従つて決定すべきもので、之に對しては更に當選訴訟を提起し得ないものとして居る(例、昭和八・九・二九・行判)。

併し是れは明白な矛盾で、判決の確定力は専ら其の正文に付いてのみ生ずるもので、正文に何人が當選人であるかを判示し得ないものとする以上は、假令判決の理由に於いて其の趣旨が言明せられて居るとしても、それが確定力を生ずべき理由は無い。判決に於いて示された當選人の決定が確定力を生じ選舉會をも拘束することを認むる以上は、其の論理上の必然の結果として、判決の正文に於いて何某を當選人とする旨を判定すべきものでなければならぬ。

右の外、當選訴訟の審理に付いても檢察官の立會を要すること、訴訟参加が許さるること、裁判所の長に通知義務あること等は、選舉訴訟に付いて述べたと同様である。

第四節 選舉運動費用超過に基く當選無効の訴訟

普通の當選訴訟の外に、衆議院議員選舉法は二の場合に議員候補者が選舉法違反の責任に基づき其の當選を無効とする旨を定め、而して利害關係人又は檢察官をして其の當選無効を訴追し得べきものとして居る。一は選舉運動費用が法定額を超過した場合であり、一は選舉運動主宰者が刑に處せられた場合である。後の場合に付いては次節に於いて別に之を述べべく、今は専ら前の場合に付いて論ずる。

(一) 訴訟の性質 衆議院議員選舉法には議員候補者が選舉運動の爲に支出し得べき金額に付き一定の最高限度を定めて之を超過するを得ないものと爲し^(二〇)、若し其の現に支出した選舉運動の費用が其の限度を超過した場合には、其の無過失を證明し得る場合の外其の當選を無効とすべきことを定め^(二一)、但し此の當選無効は訴訟の提起あるを待つて始めて判定すべきものとして居る^(八四條一項)。

此の種の訴訟も性質上は等しく當選訴訟の一種であるが、普通の當選訴訟の如く選舉會の當選人決定を違法なりとするのではなく、選舉會では勿論選舉運動費用の支出額に付き調査する権限を有するものではないから、之を當選人と決定したことは完全に適法であり、唯其の適法に決定せられた當選人の中別の理由に因り其の當選を失ふべき者が有ることを主張するものである。

地方公共團體の議會の議員及び長の選舉運動の費用に付いても衆議院議員選舉法の規定が準用せられ、随つて又其の費用が法定の最高額を超過する場合に於いて等しく當選無効の訴訟を提起し得べきものとして居る^(地六八條一項)。

之に反して參議院議員の選舉に關しては、選舉運動費用の最高額に付いての定なく、随つて參議院議員の選舉に付いては此の種の訴訟の適用は無^(一)。

(二) 訴訟提起の要件 此の種の訴訟を提起し得べき原告は、選舉人又は當選しなかつた候補者で、當選人を被告として、當選人の氏名の告示のあつた日から三十日以内に、所管の高等裁判所に

訴すべきものであり、此の點に於いて衆議院議員の選舉に付いても地方公共團體の議會の議員又は長の選舉に付いても全く同様である^(衆八四條一項、地六八條一項)。普通の當選訴訟に於けると異なり地方的選舉に付いても異議申立又は訴訟の前審を経ることなく、直接に裁判所に出訴すべきものとせらるるのである。

(三) 訴訟の理由 本訴訟は専ら被告の爲に支出せられた選舉運動費用の總額が法定額を超過したことを其の訴訟理由とするもので、其の立證の責任は勿論原告に屬する。選舉運動の費用は議員候補者が自ら支出責任者たる場合の外支出責任者一人を選任し之をして其の一切の費用の支出に當らしむるのであり、支出責任者は帳簿を備へて之に其の支出せる費用を記載するを要し、又選舉終了後費用を精算して届出でねばならぬのであるが、選舉運動費用が法定の限度を超過する場合は、概ね秘密の支出として帳簿にも記載せられず、届出にも漏れて居るのを普通と爲すべく、其の秘密を暴露して實際の支出額が法定の制限を超過せることの事實を立證することは、普通の選舉人や反對派の議員候補者に取りては甚だ困難であるべきことは、容易に推測せらるる所で、随つて此の種の訴訟の提起せらるるものは、寧ろ少數に止まるであらう。

法律は尙候補者の爲に支出せられた選舉運動費用が實際に法定の限度を超過して居ることが立證せられた場合でも、議員候補者が支出責任者の選任及監督に付き相當の注意を爲し且つ支出責任者に於いて選舉運動費用の支出に付き過失なかりしときは、候補者の當選は無効とならない旨を定めて居る

(一〇條)。但し此の責任免除の原因は被告側に於いて之を立證すべきもので、反對の證據なき限りは當然過失ありたるものと推定せらるべく、原告側に於いて其の過失を立證すべき責任は無い。尙選舉運動費用として計算せらるべきものの中には、適法の支出ばかりではなく、投票買收費の如き違法の支出をも算入せらるべきことは當然である。

(四) 訴訟の審理 本訴訟の審理が被告たる當選人の當選資格に限られ他の當選人に及ぶを得ないことは勿論、其の訴訟理由に付いても選舉運動費用の點にのみ限られ其の他の點に及ぶことを得ない。其の他の點に付いては一般に普通の當選訴訟に於けると同様である。

第五節 選舉運動主宰者の選舉法違反に基く當選無効の訴訟

候補者の選舉運動を總括主宰した者が投票買收費其他之に類する罪(選舉法第一一二條乃至第一一三條の罪)を犯し刑に處せられた場合には、衆議院議員・參議院議員・地方議會の議員・地方團體の長の總ての選舉を通じて其の候補者の當選は無効たるべきものとせられて居る(衆一三六條參八七條地七三條)。それは其の當選が斯かる不正の選舉運動に依つて贏ち得たものであるから、當選人をして其の結果を享受せしむべきではないとするに在る。但し當選人自身が選舉犯罪に因り刑に處せられた場合には、何等の別段の行爲を要せず其の

判決の確定と共に其の當選は當然無効となるに反して、此の場合に付いては法律は後に述べべき特別の免責事由を定めて居り、各具體の場合に付き果して此の如き免責事由ありや否やの事實を審理する必要が有る爲に、此の場合には其の判決に依り當選人の當選が當然無効となるものとは爲さず、別に當選無効の訴訟の提起あることを要件として居る。

但し此の場合の當選無効訴訟は、一般の當選訴訟とは異なり、當該刑事被告事件の主任檢察官から公訴に附帶し當選人を被告として提起するもので、専ら檢察官の權限に屬し又其の責務として提起せねばならぬものとして居る。普通の公訴附帶の私訴は公訴の被告人に對し私人から提起せらるるものであるが、此の場合は等しく公訴附帶の訴訟であるが、それ自身私訴ではなくして一種の公訴であり、又刑事被告人に對してではなく、當選人を被告とするもので、即ち刑事公訴の被告人と附帶公訴の被告人とは別人であることに其の特色が有る。

其の審理は特定の條項を除くの外原則として刑事訴訟法の私訴に關する規定が準用せらるるもので刑事被告事件の審理に伴ひ、刑事裁判所に於いて之を審理判決するのである。

其の當選が無効として判決せらるる爲には、刑事被告人が有罪であることを前提とし、若し刑事の公訴が無罪となれば、附帶訴訟に於いても檢察官の訴は當然棄却せらるべきものである。

但し刑事被告人が有罪と決したとしても、當選人の當選は必然に無効となるのではなく、法律は當

選人が選舉運動を總括主宰した者の選任及び監督に相當の注意を爲したとき、若くは選舉運動を總括主宰した者であることを知らなかつたとき又は其の者が當選人の制止に拘らず選舉運動を主宰した者であるときは、其の當選は無効とならないものと定めて居る^(一三)。勿論此等の免責事由は被告人の側に於いて之を立證する責任が有り、十分の反證なき限りは責任あるものと推定せらるることを免れな

す。
刑事公訴の被告人と附帶訴訟の被告人とは相異なるのであるから、時としては附帶訴訟に於いて當選無効の判決を受けた者が上訴を爲さずして其の判決は確定し、刑事公訴の被告人のみは上訴を爲し其の有罪判決は未だ確定しないことが有り得る。此の場合に於いても當選無効が確定する爲には刑事被告人の有罪判決の確定することを前提とするものであるから、法律は此の場合の訴訟に付き當選無効の判決が確定したとしても、其の判決は刑事の公訴に付き有罪の判決が確定するものでなければ其の效力を生じないことを定めて居る^(二四)。

第五章 選舉運動

我が國に於いて選舉運動の取締に付き嚴重且つ詳細な規定の設けらるるに至つたのは、大正十四年の普選法を以て其の最初と爲し、更に昭和九年法律第四十九號に依り其の取締を一層嚴重にするに一方に於いては選舉運動に對し國家的保護を與ふる規定を設けたが、選舉運動の取締が餘りに煩雜に過ぐるのは、動もすれば官憲の選舉干渉を誘ふ原因となるのみならず、選舉に對する國民の關心を薄うし、國民をして成るべく之に近づかさしむる傾向が有る等の弊が少くないので、昭和二十年法律第四十二號の選舉法改正に依り選舉權被選舉權の大擴張を爲すと共に、選舉運動の取締を著しく緩和し、従前に比しては其の運動を可なり自由ならしむるに至つた。それは衆議院議員選舉法に定むる所で、地方公共團體の議員及び長の選舉には其の規定が其の儘準用せられて居るが、參議院議員の選舉に付いては、其の準用なく別に規定せられて居る。

第一節 選舉運動の人及び時に關する制限

(一) 選舉運動の觀念 選舉運動とは何を謂ふかに付いては、法律には何等の規定をも設けず一

に之を解釋に任じて居る。大審院判例は「選舉運動トハ一定ノ議員選舉ニ付一定ノ議員候補者ヲ當選セシムル爲投票ヲ得又ハ得シムルニ付直接又ハ間接ニ有利ナル諸般ノ行爲ヲ謂フ」と定義して居るけれども、是は廣きに失する嫌がある。間接に有利な行爲と謂へば其の範圍は非常に廣いものとなり殆ど其の限界を劃することは不可能となる。選舉運動の觀念は此の如き間接に當選に有利ならしむる行爲をまで含むものと解すべきではない。判例が「運動」の觀念を明白にせず個々の行爲を以つて直に選舉運動に該當するものとして居るのも當を失する。運動とは積極的に進んで他人に働き掛ける行爲を意味すると共に、多少連續した行爲の集團を意味し、單個の行爲は之に該當しない。

私は選舉運動の觀念の解釋としては、「選舉運動とは特定の議員選舉に付き特定人の當選に有利ならしむることを直接の目的として多數選舉人に交渉することに關して連續して爲す行爲を謂ふ」と定義して然るべきであらうと信ずる。それは(1)直接に當選に有利ならしむる爲にする行爲のみを意味し、間接に其の目的の爲にする行爲例へば運動資金の融通を謀り寄附金を集めるが如き行爲を含まない。(2)運動の相手方は選舉人であつて、選舉運動たる爲には選舉人との交渉に關するものでなければならぬ。政黨の本部に公認を求め、友人に應援演説を依頼するが如きは選舉運動に該當しない。(3)それは又計畫的に多少連續して爲す行爲であることを要し、偶然な單個の行爲はそれには該當しない。

(二) 選舉運動の時に關する制限 選舉運動は立候補届出前に於いては之を爲すを得ない(衆九五條)。

政府の原案には此の制限をも撤廢せんとしたが、衆議院の修正に依り存置せらるることとなつた。或は候補者が自ら立候補の届出を爲し或は推薦者から其の届出を爲すのでなければ、未だ議員候補者たる資格を生じないのであつて、其の以前に其の者の爲に選舉運動を爲すことを得ない。之が違反者は處罰せられる(九條)。勿論其の以前と雖も立候補の準備行爲を爲し、又は選舉運動の準備として例へば運動員を依頼し事務所の家屋を借入るるが如き行爲を爲すことは妨ないが、其の以前に選舉人に對し投票を依頼するが如きは違反たるを免れない。

參議院議員の選舉に付いては此の如き時に關する制限は全く存しない。

(三) 選舉運動の人に關する制限 舊法に於いては選舉運動を爲し得べき人は議員候補者・選舉事務長・選舉委員に限り、其の他の第三者は演説又は推薦狀に依つてのみ選舉運動を爲し得べきものとして居たが、改正法に於いては此の制限を撤廢し、選舉事務長又は選舉委員といふが如き選舉運動員としての特別の資格を認めず、何人と雖も議員候補者の爲に選舉運動を爲し得べきものとし、所謂第三者運動を自由ならしめた。

但し之に對する例外として、左の二の點に付き特別の制限が定められて居る。

(1) 衆議院議員の選舉に在りては、都道府縣及び市町村の選舉管理委員、同委員會の書記、投票管理者、開票管理者、選舉長、選舉事務に關係ある官吏及び吏員は、其の關係區域内に於ける選舉運動を

爲すを得ない制限が有る(衆九)。參議院議員の選舉に付いても同様の制限が定められて居るが、其の外に尙全國選出議員選舉管理委員、同委員會の書記、選舉分會長も同様選舉運動を爲し得ないものとせられて居る。それは勿論職務上の公正を維持するが爲にするもので、此等の者は關係區域内に於いては被選舉權を有しないのであるが、他人の爲に選舉運動を爲すことも其の區域内に於いては禁止せられるのである。

(1)「關係區域内ニ於ケル選舉運動」といふことの意義に付いては、『運動ノ行ハルル地域ノ如何ヲ問ハズ當該地域内ニ效果ヲ生ズベキ總テノ選舉運動ヲ汎稱スルモノトス』といふ趣旨の大審院判例(昭和五・二〇・二七・大刑)が有る。其の理由としては『關係區域外ニ於テ爲ス選舉運動ト雖モ苟モ其ノ運動ニシテ關係區域内ノ當選ヲ得シメ又ハ得シメザル等選舉ニ影響ヲ及ボスベキ一切ノ運動行爲ハ當該區域内ニ於テ爲ス運動ト選舉ノ公正ヲ害スル虞アル點ニ於テ逕庭ナケレバナリ』と曰つて居る。此の見解に従へば、結局職務上の關係區域から立候補して居る者の爲には場所の如何を問はず選舉運動を爲すを得ないことに歸する。

(2)何人も學校の兒童、生徒及び學生で年齢二十年未滿のものに對する特殊の關係ある地位を利用して選舉運動を爲すことを得ない(衆九)。是は新法に依り新に設けられた規定で、此等の未成年者をして選舉運動に従事せしむることが許されないのは勿論であるが、候補者自身又は候補者の爲に運動を爲す者が、此等の未成年者の教師であり學資の支給者である等特別の緣故ある地位を利用して、此等の者の父兄其の他の者に對して選舉運動を爲すが如きことも禁止せらるるのである(其の違反に對する罰則は二九條)。但し參議院議員の選舉に關しては之に相當する規定は無い。

第二節 選舉事務所

選舉事務所は選舉運動の本據として特設せられた執務の場所で、其の設置に關して衆議院議員の選舉に付いては次の如き制限が定められて居り、それが地方團體の選舉にも準用せられて居る。

(一) 設置者 は議員候補者又は推薦届出者(推薦届出者が數人あれば其の代表者)でなければならぬ(八九條)。其の他の者が之を設置すれば處罰せられる(一一三條)。

(二) 届出義務 選舉事務所を設置したならば直に其の旨を都道府縣の選舉管理委員會に届出でねばならぬ(八九條二項)。選舉事務所に異動の有つた場合も同様である(八九條二項)。届出の懈怠に對しても罰則の定が有る(一一三條)。

(三) 事務所の數 は原則として一人の候補者に付き一箇所に限るものとせられて居る(九〇條)。但し特に大きな選舉區や交通困難な選舉區で命令で指定せられて居る所では特に二箇所以上五箇所まで設置が許されて居る(九〇條但書(施五七條))。其の選舉區は内務省令選舉運動等取締規則(昭和二〇年内令三二號別表)に依り指定して居る。法定數を超えて選舉事務所を設置すれば犯罪を構成する(一一三條)。

(四) 選舉當日に於ける設置禁止區域 選舉の當日に限り投票所を設けた場所の入口より三町以内の區域には選舉事務所の設置を許さない(九一條)。平生其の區域に事務所を設けて居る者は當日は閉鎖

せねばならぬ。選舉當日投票所の近傍に或る候補者だけ選舉事務所を設けて居れば、投票所に赴く選舉人の注意を引き選舉の公正を害する虞が有るからである。其の違反に對しては罰則(一三)の定が有る。

(五) 閉鎖命令 選舉事務所を設置し得ない者が之を設置した場合には都道府縣の選舉管理委員會は直に其の閉鎖を命じ、法定數を超えて之を設置して居る場合にも其の定數を超ゆる事務所は同様に閉鎖を命ずる(九四)。(九四)閉鎖命令に従はないときは更に別個の犯罪を構成する(一二)。

(六) 休憩所 選舉人等の休憩用に供する爲め休憩所其他之に類似する設備は選舉運動の爲之を設くるを得ない(九二)。(九二)之が違反に對しては罰則の定が有る(一三)。(一三)但し選舉事務所や演說會場の一部として休憩室を設くるが如き場合は勿論之に該當しない。

第三節 選舉運動の方法に關する制限

選舉運動の方法に關しては、舊法に比し改正法は多少其の制限を緩和したけれども、尙左の各種の制限は従來通り之を支持して居る。

(一) 戸別訪問の禁止 選舉運動の爲の戸別訪問は普選法以來常に禁止せられて居り、昭和二十二年及び二十二年の改正法に於いても其の禁止は其の儘維持せられて居る(九八)。(九八)戸別訪問とは相當多數

の選舉人を其の住所・居所又は事務所等の現在所に連續して個別に訪問する意圖を以つて訪問する行爲を謂ふ(三)。(三)法律には「投票ヲ得若ハ得シメ又ハ得ザラシムルノ目的ヲ以テ」と曰つて居り、即ち或は議員候補者が自分に投票を得る爲、或は他の者が候補者の爲に投票を得しむる爲、或は候補者と其の他の者とを問はず反對派候補者の當選を妨ぐる爲に爲す戸別訪問は、總て之に該當し犯罪を構成する(一二)。(一二)九條。

(2) 大審院判例は、「戸別訪問」の觀念を極めて廣く解し僅に二人又は三人を日を異にして訪問したのをすらも、尙戸別訪問に該當するものとして居る。昭和六年三月五日判決には『連續シテ二以上ノ住居ニ就キ訪問スルハ戸別訪問ニ該當ス』と曰ひ、昭和八年十一月二十七日判決は『戸別訪問ハ必ズシモ戸ヨリ戸ヘ間斷ナク隣訪スル場合ノミニ限ラズ、二人ノ選舉人宅ヲ日時ヲ異ニシテ訪問スル場合ヲモ包含スルモノトス』と曰ひ、昭和十一年二月十七日の判決にも『同一選舉區内ノ數村ニ互リ一村一人乃至三人ノ選舉人宅ヲ歴訪シタル行爲ハ戸別訪問ニ該當ス』と曰つて居る。

此等の判例の趣旨は餘りに極端に失するもので、「戸別」といふ文字の意義から言つても、其の不當なことは明瞭である。戸別訪問の禁止は唯一戸一戸軒別に訪問することを違法として禁止するに在り、決して他人の家を訪問することそれ自身を違法として居るのではない。

戸別訪問が成立するには、必ずしも居室に訪問する場合のみならず其の通勤先の事務所又は事務室に訪問する如き場合をも含み、又來訪するのみを以つて足り、特に來意を通じて被訪問者が之に諾否を表し、又は直接面會を爲すことを要しないことは、大審院判例の普く認めて居る所で、それは正當であると思はれる。

戸別訪問の外、舊法には尙連續する個々面接及び電話に依る選舉運動をも禁止して居たが、改正法

は之を撤廢した。

(一) 文書圖畫に依る選舉運動の制限 選舉運動の通常の方法としては、演説に依るの外は文書の頒布又は揭示に依るのであるが、選舉法には『内務大臣ハ選舉運動ノ爲頒布シ又ハ揭示スル文書圖畫ニ關シ命令ヲ以テ制限ヲ設グルコトヲ得』(一〇條)と規定し、之に基き内務省令選舉運動等取締規則(昭和二〇年内令三二號)に依り種々の制限が定められて居る。其の概要は次の通りである。

(1) 選舉運動の爲文書圖畫を頒布し、貼付し又は揭示する者は其の責任者として表面に自己の氏名及び住所を記載せねばならぬ。但し信書、名刺及び選舉事務所に貼付し又は揭示するものには之を要しない。

(2) 選舉運動の爲の文書圖畫を頒布するには郵便に依るの外之を爲すを得ない。但し例外として演説會告知の爲の引札を新聞紙に折込み及び新聞紙に廣告を爲す場合に限り、郵便に依らざる頒布が許される。

(3) 選舉運動の爲の文書を貼付し又は揭示するのは、選舉事務所又は演説會場を表示する爲の場所に於いて使用する張札又は立札看板の類、演説會告知の爲の張札、演説會の爲演説會場内に於いて使用する張札に限る。

(4) 選舉の當日に限つては、演説會場を表示する爲の張札又は立札看板の類、演説會告知の爲の文書

も、投票所を設けた場所の入口から三百二十七米(約三町)以内の區域に於いて、之を頒布し、貼付し又は揭示するを得ない。但し郵便に依り頒布し又は新聞紙に折込んだ引札若くは廣告を掲載した新聞紙を通常の方法で頒布するのは、其の区域内に於いても許される。

(5) 他人の土地又は工作物に其の承諾を得ずして文書圖畫を貼付し、又は揭示することは禁止せられる。

(6) 演説會告知の爲の文書には、演説會の日時・場所・出演者・其の演題・議員候補者名(身分職業及寫眞を含む)・之を推薦する政事結社名の外記載することを得不い。

(7) 演説會告知の爲の張札は長五十五糎(約一尺八寸)幅四十一糎(約一尺三寸)を越ゆることを得不い。

(8) 選舉事務所又は演説會場を表示する爲の張札又は立札看板の類には、選舉事務所又は演説會場の表示・議員候補者名(身分職業を含む)・之を推薦する政事結社名の外記載することを得不い。

(三) 選舉期日後の當選又は落選の挨拶に關する制限 選舉が終つて後議員候補者が當選又は落選に付き選舉人に挨拶を爲す行爲に付いても、内務省令選舉運動等取締規則に依り特別の制限が設けられて居る。

それは自筆の信書及び當選祝賀落選見舞等の答禮の爲にする信書を頒布することの外には、議員候補者一人に付き二百枚以内の張札(長五十五糎幅四十一糎即ち長約一尺八寸幅約一尺三寸五分を越ゆるを得な

い)を爲し得るのみで、其の他の文書圖畫を頒布し、貼付し又は掲示することは禁止せられて居り、其の外、選舉人に對し戸別訪問を爲すこと、新聞紙又は雜誌を利用すること、當選祝賀會其の集會を開催すること、多衆集合し又は自動車を連ね若くは隊伍を組みて往來する等氣勢を張る行爲を爲すことは、總て禁止せられて居る。

第四節 選舉運動の費用に關する制限

(一) 支出責任者 選舉運動費用の支出に關しては、舊法に於いては専ら選舉事務長の責任に屬せしめて居たが、新法は選舉事務長を廢止すると共に、之に代へて別に「支出責任者」を設くべきものとし、之をして選舉運動費用の支出に關し一切の責任を負ふべきものたらしめた。

支出責任者には、(1)議員候補者が自ら支出責任者と爲る場合、(2)推薦届出者(數人あれば其の代表者)が自ら支出責任者と爲る場合、(3)議員候補者が之を選任する場合(是が普通である)、(4)推薦届出者が議員候補者の承諾を得て之を選任する場合の各種が有る。何れの場合にも議員候補者又は推薦届出者は直に其の旨を都道府縣の選舉管理委員會に届出でねばならぬ(一〇二條、一〇三條)。

支出責任者の異動は、選任を受けた支出責任者の解任又は解任に依つて生ずる。其の解任は文書を以つて議員候補者及び選任者に通知することに依り之を爲し得べく、其の解任は議員候補者が文書を

以つて相手方に通知するに依り又は選任者たる推薦届出者が議員候補者の承諾を得て同様文書を以つて通知するに依つて之を爲し得る。責任支出者の解任又は解任に對しては直に後任者を補充すべく、其の新任の場合と同様に直に異動の旨を選舉管理委員會に届出でねばならぬ(一〇二條、一〇三條)。

支出責任者に故障ある場合には其の選任者が代つて其の職務を行ひ、選任者たる推薦届出者にも故障が有れば議員候補者が代つて其の職務を行ふべきものとせられて居る。此の場合にも直に其の旨を選舉管理委員會に届出でねばならぬ(一〇一條ノ二、一一一條六項一三二條)。

支出責任者に異動の有つたとき又は故障に依り議員候補者其の他の者が代つて其の職務を行ふ場合には、前任者は遲滞なく選舉運動の費用の計算を爲し後任者に事務の引繼を爲さねばならぬ(一〇九條)。職務代行者が事務引繼を受けた後新に支出責任者が定まつた場合も同様である。

參議院議員の選舉に在りても、議員候補者又は推薦届出者は衆議院議員選舉の例に準じて支出責任者を定むることを要し、其の解任・解任・職務の代行竝に此等の事項に付いての届出は總て衆議院議員の選舉の場合に準ずる。但し全國選出議員候補者の支出責任者に付いての届出は、全國選出議員選舉管理委員會に爲さねばならぬ(參七、八條)。

(二) 選舉運動費用の支出の方法 衆議院議員の選舉(地方選舉も之に準ずる)に在りては、立候補届出以後に於いて候補者の爲に支出せらるる選舉運動の費用は、支出責任者でなければ支出するを得ないことを

原則とする。他の者が之を支出するには必ず支出責任者の文書に依る承諾を得ることを要し、若し文書に依る承諾を得ずして他の者が之を支出すれば犯罪を構成する(一〇一條ノ三、一〇四條)。

但し右の意義に於いての選舉運動の費用中には、議員候補者又は支出責任者と意思を通ぜずして支出する費用即ち所謂第三者運動の費用は含まれない。第三者運動の費用に付いては法律は何等の制限を加へず、第三者の自由支出に任じて居る。其の外、議員候補者が乗用する船車馬等の爲に要した費用も、此の意味に於いての選舉運動費用とは看做されない。選舉の期日後に於いて選舉運動の殘務整理の爲に要した費用も同様である(一〇一條)。

(三) 選舉運動費用支出金額の制限 議員候補者一人の爲に支出せられ得べき選舉運動費用の金額には、法律に依り其の最高限度が制限せられて居る。それは左の通りである(一〇一條)。

- (1) 全選舉區を通じて行はれる選舉に在りては該選舉區の議員定数を以て選舉人名簿確定の日に之に記載せられた者の總數を除し其の商數に命令を以て定むる金額を乗じた額
- (2) 選舉の一部無効に基づく限地的再選舉に在りては、選舉區内の議員定数を以て選舉人名簿確定の日に關係區域の選舉人名簿に記載せられた者の總數を除し其の商數に命令を以て定むる金額を乗じた額
- (3) 天災事故に基づく繰延選舉に在りては前項に準じた額、但し都道府縣の選舉管理委員會に於いて之を減額することが出来る

右の金額を以て其の最高限度とするのであるが、其の具體的な金高は都道府縣の選舉管理委員會が

選舉期日の公示又は告示のあつた後直に之を告示する(二〇一條)。

右の意義に於いての選舉運動費用の中には、立候補準備の爲に要した費用で議員候補者又は支出責任者と爲つた者の支出した費用又は其の者と意思を通じて支出した費用を包含する外は、支出の方法に關して選舉運動費用と看做されないものは、總て等しく之を包含しない。

一方に於いては選舉運動費用は、必ずしも現金の支出のみに限らず、財産上の義務を負擔し又は建物・船車馬・印刷物・飲食物其他の金錢以外の財産上の利益を使用し若くは費消した場合には、其の義務又は利益を時價に見積つた金額を以つて選舉運動の費用と看做すものとせられて居る(三〇一條)。

右の如き意義に於ける選舉運動費用の總額が法定の最高限度を超過した場合の制裁としては、改正法は之を犯罪とは爲さず、専ら當選無効の原因と爲すに止めて居る(一〇一條)。當選無効原因としての費用超過に付いては前章に既に述べた。

(四) 選舉運動に關する収入 從來の選舉法は、選舉運動の費用の支出に付き規定して居たのみで、収入に付いては別に定むる所は無かつたが、二十二年の改正法に依り新に其の支出の財源たる收入に付いても種々の監督規定が設けらるるに至つた。選舉運動に關する収入とは選舉運動の費用に充つる目的で收受した金錢を謂ふのであるが、現金収入の外に其の費用に充つる目的で財産上の義務を免れ又は建物・船車馬・印刷物・飲食物其他の財産上の利益を收受した場合にも、之を時價に見積

つた金額を以て選舉運動に關する収入と看做す(一〇四條)。収入の管理も支出責任者の責任に屬するもので、支出責任者に非ざる者が議員候補者の爲に選舉運動に關する収入を收受したならば、直に其の金額・収入の種類其他必要の事項を支出責任者に通知せねばならぬ。立候補届出前に收受した選舉運動に關する収入に付いても、立候補の届出後直に支出責任者に通知せねばならぬ(一〇一條)。

(五) 選舉運動に關する収入支出の精算及び届出 選舉運動に關する収入支出に關しては支出責任者が専ら精算及び届出の責に任ずるもので、之に關して支出責任者の義務として定められて居るものは、凡そ左の通りである。

(イ) 支出責任者は命令の定むる所に依り帳簿を備へ之に選舉運動の費用及び選舉運動に關する収入を記載せねばならぬ(一〇八條)。帳簿は承諾簿・支出簿・収入簿の三とする(施六條)。

(ロ) 支出責任者は命令の定むる所に依り選舉運動の費用及び選舉運動の収入を都道府縣の選舉管理委員會に届出でねばならぬ(一〇五條)。從來は選舉の終了後に其の全額を精算して届出づべきものとせられて居り其の届出を要するものも選舉運動の費用に限られて居たが、新法は立候補届出の時から選舉終了後に至る迄其の収入支出を數日毎に連續して届出で、最後に選舉終了後に至り其の全額を精算して届出づるを要するものとして居る(施六四條ノ四)。

參議院議員の選舉に在りても、支出責任者は同様に選舉運動に關する収入及び選舉運動の費用に付

き届出を爲すべき義務を命ぜられて居る(參七條)。

届出を受けた選舉管理委員會は其の届出の要旨を公表せねばならぬ(一〇七條施六四條)。

(ハ) 支出責任者は収入支出に關する帳簿及び計算書領收書等収入支出に關する書類を議員の任期間保存せねばならぬ(一〇八條ノ二)。

(六) 政黨其他の團體の選舉運動に關する収入支出 議員候補者を推薦し又は支持する政黨其他の團體が選舉運動の爲に支出した費用金額及び收受した収入金額に付いても、改正法に依り新に其の代表者又は主幹者から届出を爲すを要するものと定められた。其の届出先は選舉運動を爲す區域が都道又は一府縣の區域に限られて居るものは其の選舉管理委員會に、二以上の都道府縣の區域に亘るものは主たる事務所所在地の委員會を経て内務大臣に宛つべきものとせられて居る(六條)。政黨其他の團體の支部で候補者を推薦し又は支持するものも同様の義務が有る。

參議院議員の選舉に在りても政黨其他の團體は同様の届出の義務が定められて居る(參八條)。

右の届出を受理した内務大臣又は選舉管理委員會は届出の要旨を公表せねばならぬ(參一〇七條)。

第五節 選舉運動の國家的保護

選舉運動に對しては一方に於いて國權に依り其の取締を爲すと共に、一方に於いては成るべく選舉

運動の爲に議員候補者の支出するを要する費用を低減せしむる爲に、之に對して國家的保護を與へ、國家自ら經費を負擔して選舉運動の爲に種々の便益を供與して居る。普通に之を「選舉公營」と稱して居る。

其の保護の體様は大體に於いて凡そ左の通りである。

(一) 無料郵便物 議員候補者又は推薦届出者は選舉運動の爲にする通常葉書を議員候補者一人に付き一萬枚を限り無料を以て差出すことが出来る(一四〇條一項)。

(二) 公の施設の使用 議員候補者が選舉運動の爲の演說會場として、學校・公會堂其他類似の公の施設を使用することの許可を申請した場合には、該施設の管理者は公用に支障なき限り一定の條件を以て成るべく其の使用を許可すべき拘束を受ける(一四〇條二項)。

右の許可を與ふる場合に、使用者からの申請が有れば、管理者は照明・演壇・聽衆席等演說會開催の爲に必要な施設を爲すべき義務が有る。但し之に要する費用は使用者の負擔とする(一四〇條三項、施七六條乃至八七條)。

(三) 經歷公報の發行 經歷公報は議員候補者が選舉運動の爲に頒布する文書に代ふる爲に、都道府縣の選舉管理委員會に於いて總選舉毎に一回選舉區毎に發行する文書で、各議員候補者から其の氏名・經歷等を記した二百字以内の掲載文を徵し、原文の儘之を掲載し、普く該選舉區所屬の選舉人に頒布するものである(一四〇條四項、施八七條、八七條乃至八七條九)。經歷公報の發行に要する經費は國庫の負擔とする(施七三條)。

(四) 候補者の氏名等の揭示 市町村會議員選舉管理委員會は投票所の入口其他公衆の見易き場所を擇び、議員候補者の氏名及び黨派別を一投票區毎に一箇所以上揭示せねばならぬ。其の揭示は選舉の期日前十日より選舉の當日迄行ふ。氏名掲載の順序は抽籤で定める(一四〇條五項、施八七條、八七條乃至八七條十四)。揭示に要する經費は國庫の負擔とする(施七三條)。

第六章 選舉犯罪

選舉に關する犯罪は必ずしも選舉法に規定せられて居るもののみに限らず、刑法所定の殺人罪・傷害罪・盜罪・文書偽造罪・公務員瀆職罪の類も選舉に關聯して發生し得べきことは勿論であるが、茲に述べようとするのは、それ等の一般刑法上の犯罪は差措き、専ら衆議院議員選舉法所定の犯罪に付いてであり、而してそれは參議院議員の選舉並に地方公共團體の議會の議員及び長の選舉にも準用せらるるものである。

選舉法所定の犯罪にも其の性質から見て刑事犯罪と行政犯罪との二種を分つことが出来る。前者は行爲の性質上社會的罪惡として見るべきものであり、後者は命令又は禁止に違反するが故にのみ犯罪とせらるるものである。換言すれば前者は現實に選舉の公正を阻害し特別な取締規定を待たず其の行爲の本質に於いて忍容すべからざるものであり、後者は現實に法律利益を侵害するものではないが或は之に障害を及ぼす虞ありとして法令に依り或る事を命令又は禁止して居る場合に、其の命令禁止に違反するが故に罰せらるるものである。之を規定の形式から見ても、刑事犯罪に付いては第十二章罰則の章に於いて直接に其の構成要件と之に對する處罰とを併せ規定して居るのに對し、行政犯罪に付

いては第十章選舉運動・第十一章選舉運動ノ費用の章に於いて先づ命令又は禁止の定を爲し、別に第十二章罰則の章に於いて其の違反に對する制裁を定めて居るのは、略此の區別に相當すべきものである。

以下先づ各種の刑事犯罪に付いて論じ、最後に行政犯罪に論及したいと思ふ。

第一節 買収に關する罪

選舉に關し普通に「買収罪」と稱せられて居るのは、選舉人・選舉運動者・議員候補者・議員候補者たらんとする者又は當選人に對し選舉に關して爲すべき行爲の報酬として或る利益を提供することに關する犯罪を汎稱するもので、其の實質に於いては恰も賄賂罪に相當する。唯賄賂罪の相手方は公務員であり、賄賂の對象となるものは公務員の職務行爲であるに對して、買収罪の相手方は選舉人・選舉運動者・議員候補者・議員候補者たらんとする者又は當選人であり、買収の對象となるものは投票・選舉運動・立候補又は當選辭退等選舉に關する行爲であることに於いて、性質を異にするに止まる。公務員が不法の利益を受けて其の職務行爲を左右することが罪惡であると同じく、選舉人・選舉運動者・議員候補者・議員候補者たらんとする者又は當選人が不法の利益を受けて其の爲すべき投票・選舉運動を左右し、又は候補者若くは當選人たることを辭退することも、亦選舉の公正を害する

許すべからざる罪惡であり、随つて其の利益を供與し、其の供與を受け、又は之を要求し、供與の申込若くは約束を爲し、又は此等の行爲の周旋勧誘を爲す等何れも犯罪を構成するのである。

廣く買収罪と汎稱するものの中にも、其の體様は種々に分れて居る。今法律の各條項の規定に従ひ之を列擧すれば、凡そ左の通りである。

(一) 利益供與罪・職務供與罪・饗應接待罪(一二二條)

是れが買収罪の最も普通なもので、法律には「當選ヲ得若ハ得シメ又ハ得シメザル目的ヲ以テ選舉人又ハ選舉運動者ニ對シ金錢、物品其ノ他ノ財産上ノ利益若ハ公私ノ職務ノ供與、其ノ供與ノ申込若ハ約束ヲ爲シ又ハ饗應接待、其ノ申込若ハ約束ヲ爲シタルトキ」と定めて居る。即ち其の成立要件としては(1)其の供與の相手方は選舉人又は選舉運動者であつて、選舉人に對しては自分に(他の者が供與する場合)投票すること又は反對の候補者に投票せざることを、選舉運動者に對しては自分の爲に運動すること又は反對候補者の爲に運動せざることを明示又は默示を以て依頼し、其の報酬と爲す意圖を以つて相手方に利益を供與するのであること、(2)其の供與する利益に付いては、法律は金錢物品其の他の財産上の利益、公私の職務、饗應接待の三種を分つて居る。其の何れに付いても其の供與する利益は社會的常識から見て不法性を有すと認むべき程度に達して居らねばならぬ。自分の選舉運動者として舊法の勞務者に相當すべき機械的勞務に従事する者に勞務の報酬を供與し、選舉運動者に普通の晝食の辨當を供するが如きは、不法の利益

の供與と見るべきではないであらう。(3)供與罪又は饗應罪の成立には、現に供與又は饗應を爲した場合の外、其の申込又は約束を爲した場合をも含む。(4)供與の時期は立候補届出の後であることを要しないのは勿論、選舉期日の公示後であることを要しない。其の期日の未定である間でも近く選舉が行はるべきことを豫想し、其の選舉に立候補せんとする者の爲にする場合は、等しく供與罪・饗應罪の成立を妨げない。⁽¹⁾⁽²⁾本罪に對する處罰は三年以下の懲役若くは禁錮又は二萬圓以下の罰金である。

(1)此の種の買収罪に關して大審院判例に表はれて居る重なる見解を擧げると凡そ左の通りである。

(一)供與の時期 是未だ選舉が何時行はるか決定しない間でも、遠からず選舉が行はるることの豫想せらるる場合であれば、買収罪の成立を妨げない。其の趣旨を言明して居る判決は多いが、一二の例を擧げると、昭和十一年七月六日の判決は昭和十一年二月二十日に施行せられた衆議院議員總選舉に付き、其の前年の昭和十年七月二十九日に來るべき總選舉に立候補の意思ある何某が投票を依頼する趣意を以て選舉人某々等を料理屋に招き饗應したといふ被告事件に付き、「本件行爲ハ未だ議會ノ召集前ナリト雖モ、其ノ開カルベキ議會ハ早晚解散ヲ免レザル狀況ニ在リ總選舉ノ必至ヲ見越シ其ノ曉ニハ立候補セントスル意思アル者ガ、投票依頼ノ趣意ヲ以テ選舉人ニ饗應ヲ爲スハ、總選舉期日ヲ豫知スルコト不能ナリトスルモ、選舉法違反罪ヲ構成ス」と曰ひ、其の有罪を判定した。

その他、昭和五年十月六日判にも「選舉期日公示前ト雖候補者ト爲ルベキ特定ノ者ヲ當選セシムル目的ヲ以テ選舉有權者ニ利益ノ供與又ハ饗應ヲ爲シタルトキハ選舉法第百十二條ノ犯罪ヲ構成ス」と曰つて居る。

立候補届出前に於いて選舉運動を爲すことは全然禁止せられて居るのであるから、候補者たらんとする者が立候補届出前に選舉人に投票を依頼し利益を供與するのは、一個の行爲で買収罪と立候補届出前の選舉運動罪との二個の罪名に觸るものとなる。昭和三年五月十四日の判決は、此の趣旨を言明して「立候補届出前ニ他人ニ選舉運動ヲ依頼シ報酬トシテ金錢ヲ供與シタル

行爲ハ選舉法第九十六條(現九五條)ニ違反スルト共ニ同法第一百十二條第一號ノ罪ヲ構成ス」と曰ひ、昭和十一年五月二日の判決も「立候補又ハ推薦届出前ニ於テ當選ヲ得又ハ得シムル目的ヲ以テ選舉人ヲ饗應シタルトキハ選舉法第一百十二條第一項第一號ノ外同法第九十五條ノ二(現九五條)ヲ適用スベキモノトス」と曰つて居る。

(二)供與を爲す者の資格 については法律上何等の制限なく、苟も當選を得若くは得しめ、又は得しめざる目的を以てする以上は何人でも買収罪の主體たり得る。その他、供與者に關する稍著しい判例を擧げると、(イ)供與罪の正犯たる爲には、敢て供與の目的物たる金錢物品の所有者たることを要するものではない。昭和十二年五月二十五日判決曰く「選舉法第一百十二條第一項第一號ノ供與罪ニ於テ供與金品ガ共謀者中何人ノ所有ニ屬スルカハ同罪ノ成立ニ影響ナキモノトス」。(ロ)候補者自身と其の運動員とが共謀して買収罪を犯した場合、候補者は投票を得る目的を以てし運動員は投票を得しむる目的を以てするもので、其の目的意思を異にするも、尙共同正犯たることを失はない。昭和十二年五月二十五日判決曰く「議員候補者ト然ラザル者ト共謀シテ供與罪ヲ敢行シタル場合ニ於テハ選舉法第一百十二條第一項第一號ノ罪ノ共同正犯ヲ以テ論ズベキモノトス」。(ハ)苟も買収に付き共謀した以上は、自ら其の實行の任に當らず又其の具體的の相手方に付き相談に與らない者でも、尙共同正犯者たることを失はない。昭和五年十二月二十三日判決、曰く「數人共謀シテ共同一體トナリ投票買収行爲ヲ爲シタルトキハ直接實行ノ局ニ當リタル者ハ其ノ中ノ一人ナリトスルモ共謀者全員ハ共同正犯ノ罪責ニ任ズベキモノトス」。昭和十二年四月三十日判決、曰く「被告人數名ガ特定ノ選舉ニ際シ特定候補者ノ爲其ノ當選ヲ得シムル目的ヲ以テ其ノ選舉區内ノ有力ナル選舉人ニ對シ報酬ヲ供與シテ候補者ノ爲投票並投票取纏ノ選舉運動ヲ請託スルコトヲ謀議シ各自ノ依頼先ノ分擔ヲ定メ之ニ基キ夫々其ノ實行ヲ爲シタル以上ハ縱令右謀議ノ際右報酬ヲ供與セラルベキ者特定セズ又其ノ報酬ノ金額並供與ノ方法ニ付具體的ニ協議ナク、從テ分擔者タル被告人等各自ニ於テ互ニ他ノ分擔者ノ報酬供與ヲ爲シタル選舉人ノ氏名並其ノ金額方法等ニ付認識ナカリシトスルモ、各分擔者タル被告人等ニ於テ右謀議ノ結果トシテ特定ノ選舉人ニ一定ノ報酬ヲ供與シテ選舉運動ヲ請託シタル行爲ニ付各自共同正犯者トシテ全部ノ責任ヲ負擔スベキモノトス」。昭和十二年十二月四日判決、曰く「多數選舉人ノ投票ヲ買収センコトヲ謀議シタル共謀者ノ一人ガ謀議ノ趣旨ニ從ヒ犯意繼續シテ數回投票買収ヲ實行シタル以上、他ノ共謀者ハ縱令右投票買収ニ關スル具體的事實ヲ豫知

セズ又其ノ實行行爲ニ直接關與セザリシトスルモ、尙連續シテ右買収ヲ實行シタル者ト共ニ共同正犯者トシテ其ノ罪責ニ任ズベキモノトス」。

(三)供與を受くる者 是選舉人又は選舉運動者である。(1)供與罪の成立には供與者が當選を得若くは得しめ又は得しめざる目的を以てすることを要するのであるが、相手方が同じ目的を以てすることは其の要件ではない。昭和六年四月九日の判決は此の趣意を言明して「特定ノ議員候補者ノ爲投票及選舉運動ヲ爲スコトヲ依頼シ其ノ報酬トシテ金錢ヲ供與シタルトキハ相手方ガ其ノ候補者ニ當選ヲ得シムル目的ヲ有スルト否ト又眞實選舉運動ヲ爲ス意思アルト否トヲ問ハズ選舉法第一百十二條第一號ノ犯罪成立ス」と曰つて居る。(2)供與罪の相手方としての「選舉人」は、選舉人たるべき者を含む意に解すべきである。未だ當該選舉に付き選舉人名簿の調製なく何人が選舉人であるかの不明な時期に於いて、名簿に登録せらるべき資格ある者に投票を依頼し利益を供與するは、等しく供與罪を構成する。昭和十二年三月二十五日判決、曰く「當該選舉直前ノ選舉人名簿ノ調製又ハ確定以前ト雖該選舉人名簿ニ登録セラルベキ資格ヲ有スル者ハ選舉法第一百十二條第一項ニ所謂選舉人ナリトス」。(3)其の選舉人は必ずしも投票を自書し得る者なることを要しない。被選舉人の氏名を自書する能はざる選舉人に利益を供與しても、供與罪は成立すべきで、必ずしも現に選舉運動を爲し又は爲さんとする者たることを要しない(昭和六・四・九・大刑)。

(四)供與する利益の内容 (1)選舉運動實費と供與罪の對象としての金錢、選舉運動者が運動實費の供與を受くるのは勿論適法である。改正選舉法は舊法に於けるが如き法定の選舉運動者と然らざる者との區別を認めて居らぬのであるから、總ての選舉運動者を通じて眞に選舉運動の實費に相當する限度に於いては選舉運動費用の支出に關する取締規定の制限内に於いて、當然其の供與を受くるを得べきものである。但し名義上は選舉運動實費として供與せられたとしても、實質上其の全部又は一部が選舉運動の報酬に相當する以上は、其の限度に於いて供與罪を構成するを免れない。殊に選舉人に對し投票所に赴く爲め汽車代・辨當代を供與するが如きは、供與罪を構成する(昭和八・二・二一・大刑)。(2)債務の免除、議員候補者ガ選舉運動員ニ交付シ置キタル選舉運動費概算前渡金ノ支出剩餘金ニ付該運動員ニ對シテ之ガ返還義務ヲ免除シタルトキハ供與罪成立ス(昭和一二・一〇・

一一・大刑)。(3)公私の職務、供與罪の一種としての「公私ノ職務ノ供與」が成立する爲には、必ずしも其の供與者が法律上に其の職務を授與し其の地位に任命する権限を有する者であることを要せず、事實上に其の就任を斡旋し其の職務に就かむるだけの可能性あるを以て足れりとする。大正十五年二月十五日の判決が、村農會總代の職に在る議員候補者が相手方に村農會總代の職(其の職に就くには村農會の選舉に依る)を讓るべき旨の申込を爲した事件に付き、之を職務供與罪に該當するものと判定したるは、此の意味に於いて正當である。(4)饗應接待、『選舉ニ關シ人ヲ料理店ニ招待シ酒食ヲ提供シタル場合ニ於テ其ノ招待ニ應ジテ料理店ニ參集シタル者ガ食卓ニ着キタル以上縱令飲食セザリシ場合ト雖仍饗應罪成立ス』(昭和七・四・一八・大刑)。「選舉運動者ニ對シテ報酬又ハ謝禮ノ意味ヲ有セズ單ニ常食時ニ方テ一般社交上ノ儀禮ニ超越セザル程度ノ飲食物ヲ供スルハ所謂饗應接待ニ該當セズ」(大正一四・四・一一・大刑)。

(二) 利害關係誘導罪(一一二條) 「當選ヲ得若ハ得シメ、又ハ得シメザル目的ヲ以テ選舉人又ハ選舉運動者ニ對シ其ノ者又ハ其ノ者ノ關係アル社寺、學校、會社、組合、市町村等ニ對スル用水、小作、債權、寄附、其ノ他特殊ノ直接利害關係ヲ利用シテ誘導ヲ爲シタルトキ」とある。其の普通の利益供與罪と異なる所は、利益供與罪は特定の個人を相手方として其の者自身に個人的利益を供與するものであるに對して、利害關係誘導罪は相手方自身に個人的利益を供與するのではなく、多くは或る地方又は或る團體に屬する多數人を相手方とし、それ等の多數人の直接利害關係ある事項に付き多數人の欲望を満足せしむべき利益を供與し又は其の供與を約束し、それに依り多數人の心を動かし以つて選舉の結果を自己に有利ならしめようとするに在る。特定の個人を相手方とする場合でも、其の者

自身に利益を供與するのではなく、其の者の利害關係を有する事項に付き其の欲望を満足せしめて之を誘導するのは、此の罪に該當する。

例へば、議員候補者の選舉演説に於いて、自分が議員に當選すれば此の地方の水道の敷設、鐵道・自動車道路等の開設、河川改修工事、築港工事、學校の設置などに盡力すべきことを述べ、因て自己に投票すべきことを勧誘し、以つて聽衆の心を動かさんと努むるが如きは、之に相當する。其の外例へば議員候補者が村立國民學校の校舍改築費として金若干を寄附するといふが如きも、若しそれが不正に村民の心を自己の當選に有利なやうに誘導する目的を以つてしたものであることが認定せらるるならば、等しく此の罪に該當する。

併しながら、一方に於いては選舉民の心を自己に有利に誘導することそれ自身は法律上正當な行爲であつて、選舉運動としての總ての政見發表演説は其の目的の爲にするものでないものは無く、又自己の政見として當選後特に實現に盡力せんとする事項を發表することも、敢て不法と爲すべきではない。此等の正當な政見發表と不法なる利害關係誘導罪との限界が何れに在るかを認定するのは一に健全な常識判斷に待たねばならぬが、其の利益の及ぶべき範圍が餘りに地方的であり又は特定の團體に偏し、誘導の目的と相結合して不法性を有すと認むべき場合にのみ犯罪を構成するのである。⁽²⁾處罰は右に同じ。

(2) 利害關係誘導罪に該當するものとして處断せられた實例の大審院判例に見られて居る著しいものを擧げると凡そ左の諸例が有る。

(一) 衆議院議員の選舉に際し長崎市から立候補した何某が其の立候補宣言書の中に(1)長崎帝國大學の設立(2)長崎を一等港に昇格せしむると共に自由港とすること(3)平坦線の速成(4)長崎市に博物館水族館植物園の設立といふやうな項目を掲げ、當選の上は此等の事に盡力すべき旨を記して之を選舉人に配布した事件に付き、大正十四年二月二十日の判決は平坦線の完成を除き其の他の三項は何れも主として長崎市の利害に關するもので、假令同時に一般國家的利害に關するものであつても、之を以て投票を勧誘するのは、利害關係誘導罪を構成するものと判定した。

(二) 同じく丸龜市から立候補した何某が、政見發表演說會に於いて、丸龜市の築港、水道の敷設、土器川改修等の問題を述べ、此等の成立に努力すべき旨を聲明した事件に付き大正十四年六月二十三日の判決は等しく同罪を構成するものと判定した。

(三) 昭和六年二月二十八日判決、曰く『一地方ニ限ラレタル自動車道路ノ開設ヲ以テ其ノ地方ノ選舉人ヲ誘導スル行爲ハ縱令其ノ開設ガ政府ノ自動車道路網政策ニ關連スル所アリトスルモ選舉法第百十二條第二號ノ犯罪ヲ構成ス。』

(四) 昭和十二年二月二十五日判決曰く『衆議院議員選舉ノ場合其候補者ニ當選ヲ得シムル目的ヲ以テ選舉人ニ對シ某候補者當選セバ自己ガ當然縣會議員トナルベク然ル上ハ居村ノ道路改修或ハ橋梁修理若ハ講堂建設等ニ盡力スベキ旨申向クルハ選舉法第百十二條第二號ニ該當スルモノトス。』

(五) 昭和九年六月六日判決、曰く『選舉法第百十二條第二號ニ「其ノ者又ハ其ノ關係アル社寺、學校、組合、市町村等」トアル社寺、學校等ハ單ナル例示ニシテ必シモ選舉人又ハ選舉運動者ノ關係アル法人格ヲ備フル者タルコトヲ要セズ。』

(六) 選舉人に對し「お前の實子が失職することが有つても自分がモット良い地位に世話してやるから」と曰つて自分に投票することを勧誘するのは、利害關係誘導罪に該當する。昭和十年三月十八日判決、曰く『實子が失職スルモ現在ヨリ有利ナル地位ニ就職シ得ルコトハ其ノ實父ニ對シテモ所謂特殊ノ直接利害關係アル事項ニ該當ス。』

(七) 直接利害關係誘導罪は必ずしも露骨に其の趣旨を聲明した場合のみに限るものではなく、其の旨を暗示した場合でも之に該當する。昭和十一年九月七日判決、曰く『縣政上地方的具體的問題ヲ述べザルモノノ如ク揚言シ其ノ實例ニ假託シテ地方民ノ日常

生活ニ至大ノ關係アル問題ニ付其ノ解決ニ努力スベキ旨ヲ暗示シタル演說ヲ爲スハ特殊ノ利害關係ヲ利用シ選舉人ヲ誘導シタルモノトス。』

(八) 利害關係を利用して選舉人を誘導する趣旨の宣言書を選舉人に配布した以上は、假令該文書の頒布に付き警察官憲の許可を受けたとしても、誘導罪の成立を妨ぐるものではない(昭和一二・三・一五・大刑)。

(九) 利害關係誘導罪の成立には、相手方が其の誘導に應じたか否とは、何等の關係は無い(昭和一〇・三・一八・大刑)。

(一〇) 誘導を受けた相手方が多數人であつても、單一の行爲を以て其の誘導を爲した場合は、單純一罪を爲すものであり、相手方の數に應じた一行爲數罪を爲すものではない(昭和一一・一二・二三・大刑)。

(三) 事後の報酬供與罪(一二二條一項三號) 「投票ヲ爲シ又ハ爲サザルコト、選舉運動ヲ爲シ若ハ止メタ

ルコト又ハ其ノ周旋勸誘ヲ爲シタルコトノ報酬ト爲ス目的ヲ以テ選舉人又ハ選舉運動者ニ對シ第一號ニ掲グル行爲ヲ爲シタルトキ」とあるのがそれで、普通の利益供與罪が將來の行爲に對して豫め利益を供與し又は其の約束を爲すものであるに對し、此の場合は事前には何等の約束もなく、事後に於いて過去に爲された行爲の報酬として利益を供與するものであることに於いて區別せられる。⁽³⁾處罰は右に同じ。

(3) 事後の報酬供與罪は選舉終了後に過去の行爲に對する報酬を供與する罪であり、而して選舉終了後には嚴格な意義に於いての選舉運動者は最早存在しないのであるから、此の場合に於ける法律の所謂「選舉運動者」は、正確には選舉運動者たりし者の意に解せねばならぬ。昭和十二年四月八日の判決に『選舉法第百十二條ニ所謂選舉運動者中ニハ選舉運動者タリシ者ヲモ包含スル趣旨ナリトス』と曰つて居るのは、此の趣意を示すものである。

事後の報酬供與罪の成立には、選舉以前に其の約束の有つたことを要しないのは勿論、被供與者が之を豫期して居たことをも要しない。昭和十二年九月二十八日判決が「選舉運動者ニ對シ選舉運動ヲ爲シタルコトノ報酬トシテ金員ノ供與ヲ爲シタルトキハ其ノ選舉前供與ノ約束ナクシテ選舉終了後ニ之ヲ爲シタルトキト雖モ選舉法第百十二條第一項第三號ノ罪ノ成立アルモノトス」と曰ひ、昭和八年十一月二十九日の判決が「村會議員ノ選舉ニ際シ投票ヲ爲シタルコトノ報酬トシテ選舉人ニ對シ金員ヲ供與シタルトキハ被供與者ガ投票ヲ爲シタル當時金員ヲ供與セラルベキコトヲ豫期セザリシトスルモ供與者ハ町村制第三十七條衆議院議員選舉法第百十二條第三號ノ罪責ヲ免レザルモノトス」と曰つて居るのは、此の趣意を示すものである。

選舉終了後に選舉人に對し酒食を供するのは、投票を爲したことの報酬と爲す趣旨であることが認定せらるる限り、其の價格の如何を問はず事後の饗應罪を構成する。昭和十年二月一日の判決は、村會議員候補者及び其の選舉運動者が選舉の終つた日の夜選舉事務所に於いて選舉人十數名に一人前約三十九錢に相當する酒食を供した事件に付き此の趣意に於いて饗應罪を構成するものと判定した。

(四) 利益の收受及び要求罪(一一二條一項四號) 利益供與罪・職務供與罪・饗應接待罪・事後の報酬供與罪の相手方として、其の供與せられた利益を收受し、其の供與を要求し、又は供與の申込を承諾し、⁽⁴⁾ 又は利害關係誘導罪の相手方として、其の誘導に應じ又は積極的に誘導を促すことが之に該當する。言はば投票收賄罪・選舉運動收賄罪とも稱すべしものである。處罰は右に同じ。

(4) 要求罪の成立には(1)被要求者の何人であるかを問はない(昭和八・五・三〇・大刑)。同じ派から立候補した甲乙丙三人の中、甲は若し三人とも候補者として競争すれば二人まで落選の危険ありとし、自分は立候補を断念し、其の報酬として乙丙の事務員に七百五十圓宛を要求した。直接に乙丙に對して要求したのでなく、其の事務員に要求したのでも要求罪を構成するものと判示せられたのである。(2)相手方が要求の趣旨を認識したと否とを問はない(昭和一二・五・六・大刑)。要求を受けた相手方(候補者の近親)は投票

又は選舉運動の報酬として要求するのであることを認識せず、其の要求に應じ善意を以て金員を贈與し、從つて供與罪の犯意なきものとして無罪となつたとしても、其の要求を爲した者は要求罪を以て處断せらるべきである。(3)選舉人が議員候補者に對し、選舉運動を爲すべきに因り自分を投票立會人に指定せられたい旨の申込を爲すのは、公私の職務供與の要求罪に該當する(昭和一二・一一・一一・大刑)。

(五) 買收の爲の金錢物品交付罪(一一二條一項五號) 選舉運動者をして買收行爲(利益供與、饗應接待、利)を爲さしむる目的を以つて、選舉運動者に金錢又は物品を交付し、交付の申込若くは約束を爲し、又は選舉運動者が其の交付を受け若くは要求し若くは其の申込を承諾したときは、本罪を構成する。それは選舉運動者が自ら不正の利益を收受する場合とは異なり、供與者と收受者との間に立ち其の取次の任に當る場合で、仲介者として等しく買收罪の責任を免れないのである。⁽⁵⁾ 處罰は右に同じ。

(5) 供與罪と交付罪との區別に付き、昭和十二年二月十五日判決は「選舉運動者ニ對シ其ノ所得ニ歸セシムル意思ヲ以テ金員ヲ授與シタル場合ハ供與罪ヲ構成ス。他ノ選舉人又ハ選舉運動者ニ供與セシムル目的ヲ以テ金員ノ所持ヲ移轉スル場合ハ交付罪ヲ構成ス」と曰つて居る。

交付罪の相手方としての「選舉運動者」とは單に選舉人に供與する爲に其の交付を受けたに止まる者をも包含する。昭和十一年十月五日の判決が「議員候補者ニ當選ヲ得シムル目的ヲ以テ投票買收ヲ託サレ交付セラルル金員ヲ受領シタルトキハ運動ヲ爲スベキ承諾ヲ爲シタルモノニシテ即チ選舉運動者ニ外ナラズ」と曰つて居るのは、此の趣旨を言明して居るものである。其の他昭和十二年一月三十日判決同年五月二十九日判決も同趣旨である。

投票買收の爲に金員の交付を受けた者が更に其の金員を選舉人に供與した場合の擬律に付いては、昭和十二年三月五日の判決は、「投票買收ノ爲金員ノ交付ヲ受ケタル者ガ更ニ其ノ金員ヲ選舉人ニ供與シタルトキハ金員供與罪ノミ成立シ金員ノ交付ヲ受ケタル點

ハ右供與罪中ニ吸收セラレ別罪ヲ構成セザルモノトス」と曰つて居る。交付を受けた罪と供與罪とが二の別罪を構成するものでないことに於いては判旨勿論正當であるが、供與罪のみが成立するものとして居るのは賛成し難い。交付を受けた行爲と供與を爲した行爲とが結合して包括一罪を構成するものと爲すべきであらう。

(六) 買收の周旋勧誘罪(一二二條) 以上(一)より(五)に至る各種の犯罪に付き、自ら其の當事者たるのではなくとも、當事者雙方の間に立ち之を周旋勧誘した者は、單に従犯たるのではなく、周旋勧誘罪として獨立の犯罪を構成する。(6) 随つて其の周旋勧誘を受けた當事者間には供與罪・收受罪は成立せずして終つたとしても、周旋勧誘罪は其の成立を妨げられない。處罰は右に同じ。

(6) 金錢供與の周旋を爲したものとて處斷せられて居る一二の例を擧げると、(1)昭和八年四月二十六日判決、議員候補者何某の選舉委員甲が他の選舉委員乙から某方面の選舉運動費として何某から二百圓貰つてくれと依頼せられ、其の旨何某に傳へたが、何某からそんなに多くは出せぬから百五十圓位でやつてくれと曰はれ、結局百七十圓でやることに話が纏まり、乙は何某の子息から百七十圓を受取つたといふ事件に付き、甲は金錢供與の周旋を爲した者に該當するものとして處斷せられた。(2)昭和九年三月八日の判決も同様に選舉運動者甲が候補者に對し他の選舉運動者乙に報酬を供與せられたき旨の交渉を爲し、之をして自己の手を終て乙に金員を供與せしめたのを以て、金錢供與周旋罪を構成するものとして居る。(3)單純な金錢供與の取次を爲したに止まるものをも、判例は周旋罪を構成するものとして居る。昭和十一年八月六日判決、曰く『利益供與者ト其ノ供與ヲ受クル者トノ間ニ介在シ金員ノ取次ヲ爲スハ選舉法百十二條第一項第六號ノ周旋ニ該當ス。』

(七) 關係公務員及び警察官吏の買收罪 選舉管理委員、同委員會の書記・投票管理者・開票管理者・選舉長並に選舉事務に關係ある官吏又は吏員が當該選舉に關し以上各種の買收に關する罪を犯

したとき、又は警察官吏が其の關係の都道府縣内の選舉に關し同様の罪を犯したときは、普通の場合よりも特に重く罰せられる。(7) 四年以下の懲役若しくは禁錮又は三萬圓以下の罰金の選擇刑である。

(7) 法律には「選舉事務ニ關係アル官吏又ハ吏員當該選舉ニ關シ前項ノ罪ヲ犯シタルトキ」とあるのであるが、其の所謂「當該選舉ニ關シ」とは、判例に依れば、官公吏が職務上關係ある選舉の行はるる選舉區内の選舉に關しといふ意味に解すべきもので、必ずしも職務上關係ある區域に於いて違反行爲を爲した場合に限らず、同じ選舉區に屬する他の地域に於いて爲された場合でも、苟も其の選舉區の選舉に關する限りは、官公吏の買收犯を構成する。昭和十二年四月十二日判決及び同年同月十五日判決は、共に此の趣意を以つて村長が議員候補者の爲に選舉運動を爲し、自分が村長である村以外の他の市町村に於いて買收行爲を爲したのを官公吏の買收犯に該當するものとして居り、それは正當であると信ずる。

(八) 圖利的多數買收罪(一二二條ノ二、一) 「財産上ノ利益ヲ圖ル目的ヲ以テ議員候補者ノ爲多數ノ選舉人又ハ選舉運動者ニ對シ前條第一項第一號乃至第三號、第五號又ハ第六號ニ掲グル行爲ヲ爲シ又ハ爲サシメタルトキ」とあるのがそれで、次の(九)及び(一〇)と共に普通に選舉ブローカーと稱せられて居る者の犯罪である。法律には「議員候補者」とあるが、立候補届出前に候補者たらんとする者の爲に同様の行爲を爲す者をも含む意に解すべきことは當然である。選舉ブローカーが議員候補者に取り入り、候補者から多額の報酬を得て自分に財産上の利益を得ることを企圖し、同候補者の爲に多數の選舉人又は選舉運動者を買收し又は買收せしめた行爲が之に相當する。其の成立要件としては(1)圖利の目的を以てすること、(2)多數の買收行爲あることを以て足れりとし、實際に其の企圖した利

益を得たことを要しない。圖利の目的を以てするだけに普通の買収罪よりも一層悪質と謂ふべく、其の刑は重くせられて居る。即ち五年以下の懲役若しくは禁錮に處すべきものとして居り、罰金との選擇は全く認められない。

(九) 圖利的買収請負罪(一二條ノ二、一項二號) 等しく財産上の利益を圖る目的を以てするもので、議員候補者の爲に多数の選挙人又は選挙運動者を買収すべきことを請負ひ、又は他人をして請負はしめ、又は自ら請負ひ若しくは他人に請負はせることの申込を爲すことに依つて成立する。一例を言へば、議員候補者に對し一票一圓の割で約百票の取纏め方を請負ひ其の實費として百圓を請取つたといふやうな場合が之に相當する。但し其の請負の相手方は必ずしも議員候補者自身であることを要しない。自ら請負つた場合の外に、他人が請負ふのを仲介し斡旋した場合も同じ罪を構成する。處罰は右に同じ。

(一〇) 常習的買収罪(一二條ノ三、二項) 買収行爲を爲した者が常習者であるとき、言ひ換ふれば、既に何回かの選挙に於いて同種の罪に依り刑に處せられ、又は處刑は受けずとも常習的に買収行爲を爲したことの事實が證明せられたときは、買収の常習犯として處断せられる。處罰は右に同じ。

(一一) 候補辞退又は當選辞退の爲にする買収罪(一二條ノ三、一項一號) 是れまで述べた買収に関する犯罪は何れも選挙人又は選挙運動者を買収の相手方とするもので、即ち投票の買収を目的とするものである

が、之より以下に述べんとする五種の犯罪は、何れも議員候補者・議員候補者たらんとする者・當選人を買収の相手方とし、候補者たることを止めしめ又は當選を辭せしむることを其の目的とするものである。

其の第一種として先づ述べべきものは、候補辞退又は當選辞退の爲にする買収罪で、行爲の内容に於いては、利益供與・職務供與・饗應接待・利害關係誘導の何れかであつて、前に述べた買収罪と同様であるが、唯其の相手方及び目的に於いて、議員候補者たること又は議員候補者たらんとすることを止めしむる目的を以て議員候補者若しくは議員候補者たらんとする者に對し、又は當選を辭せしむる目的を以て當選人に對し、それ等の買収行爲を爲す罪であることに於いて其の特色を有する。但し其の供與を爲したが爲に辭退したのではなく、供與を爲す前に自ら任意に立候補を断念した場合であつても其の報酬として利益を供與したのである限りは、候補辞退の爲の供與罪を構成する(昭和八・一二)。昭八・一二。處罰は普通の買収罪よりも重く、四年以下の懲役若しくは禁錮又は三萬圓以下の罰金である。

(一二) 候補辞退又は當選辞退に對する事後の報酬供與罪(一二條ノ三、一項二號) 前の場合と同じく議員候補者・議員候補者たらんとする者・當選人を相手方とするものであるが、事前には利益供與の約束なく既に候補を辭し、立候補を断念し又は當選を辭した後に於いて、事後に其の報酬として又は其の周旋勧誘を爲したことの報酬として、利益供與・職務供與又は饗應接待を爲すことに依つて成立する犯罪

であることに於いて前の場合と區別せられる。處罰は右に同じ。

(一三) 候補辞退又は當選辞退の報酬たる利益の收受及び要求罪(一三條) 前の二の場合の相手方たる者が、供與せられた利益を收受し、饗應接待を受け、利益の供與又は饗應接待を要求し、供與の申込を承諾し、利害關係の誘導に應じ又は之を促がす罪である。處罰は右に同じ。

(一四) 候補辞退又は當選辞退の爲の買収又は事後の報酬供與の周旋勸誘罪(一三條) 以上各種の行爲に關し周旋又は勸誘を爲すことはそれ自身獨立の犯罪を構成することは、普通の買収罪に於けると同様である。處罰は右に同じ。

(8) (一) 立候補辞退の爲の報酬供與の周旋罪は、當該選挙區より立候補することを斷念せしめ、之に對する報酬の供與を周旋することによつて成立し、其の者が更に他の選挙區から立候補したとしても、同罪の成立を妨ぐるものではない(昭和一一・四・三〇・大刑)。

(二) 立候補辞退の爲の報酬供與の勸誘罪は議員候補者に金錢其の他の利益を供與することに關し相手方の決意を促すを以つて足り之に對する應諾を得ることを要しない(昭和一四・四・六・大刑)。

(三) 『周旋行爲トハ必ずシモ當事者ノ間ニ介在シ其ノ雙方又ハ一方ト意思ヲ通ジ兩者ノ間ニ違反行爲ヲ爲スベキ意思ノ合致ヲ爲サシムル場合ニ限ラズ、金錢供與申込ノ傳達ヲ爲スガ如キ場合ヲモ包含ス』(昭和一二・二・六・大刑)。

(一五) 候補辞退又は當選辞退の爲の買収又は事後の報酬供與に關する關係公務員の犯罪(一三條) 議員候補者・候補者たらんとする者・當選人の買収に關する以上各種の犯罪に付いても、若し選挙管

理委員・同委員會書記・投票管理者・開票管理者・選挙長・選挙事務に關係ある官吏吏員又は警察官吏が其の職務上關係ある選挙に關しそれ等の犯罪人たる場合には、常人よりも特に其の刑を重くして居ることは、一般の買収罪に於けると同様である。處罰は五年以下の懲役若は禁錮又は四萬圓以下の罰金。

第二節 選挙妨害罪

買収に關する犯罪が財産的利益に依つて選挙の結果を左右せんとする犯罪であり、實質上賄賂罪に相當するに對し、第二種の選挙犯罪は實力を以て選挙の自由公正を妨げ之に依り選挙の結果を左右せんとするもので、是れにも種々の體様が有る。左に法律の規定の順序に従ひ其の各種に付き略述する。

(一) 暴行罪・威力を加ふる罪・拐引罪(一五條) 選挙に關し、選挙人・議員候補者・議員候補者たらんとする者・選挙運動者・當選人の何れかに對し、暴行若くは威力を加へ又は之を拐引する罪である。暴行罪は暴力を以て殴打するの類で、若し傷害を加へたならば同時に刑法の傷害罪にも該當し、單一の行爲で二の罪名に觸るるものとなるが、其の程度に達しない暴行で選挙に關して爲された場合は、専ら此の條に依り處斷せらるるのである。威力を加ふる罪は暴力以外の手段で威迫し相手方の意

思を動かさうとする行爲で、例へば立候補せんとする者に對し、「若し立候補を止めなければ違反を告訴するぞ」と告げ畏怖の念を抱かしむるの類である。拐引罪は例へば投票所に行かんとする選舉人を強ひて他所に連れ行き投票を爲すを得ざらしむるの類である。何れも選舉に關して爲されたことを要件とするものであるが、必ずしも選舉前に爲されたことを要せず、既に投票を終へた選舉人に對し又は選舉期日後に選舉運動者に對し、過去の行爲を詰責する意味で暴行を加ふるのも、其の選舉に關するものであることが認定せらるる限りは、本條の罪を構成する(昭和三・四・一・二・大刑)。處罰は四年以下の懲役若しくは禁錮又は三萬圓以下の罰金。

(二) 交通集會演說等を妨害する罪(一一五) 「交通若ハ集會ノ便ヲ妨ゲ又ハ演說ヲ妨害シ其ノ他偽計詐術等不正ノ方法ヲ以テ選舉ノ自由ヲ妨害シタルトキ」とある。(1)交通若しくは集會の便を妨ぐるとは、例へば反對派が演說會を開かんとする地方の貸自動車を借切にし反對派をして自動車を利用するを得ざらしめ、反對派の演說會場の附近に故意に大衆を引き付ける興行ものの催を爲し聽衆を演說會に行かめまいやうにするなどがそれに該當する。(2)演說の妨害罪は演說の續行を不可能ならしむる程度に達せずとも、一時其の進行を中絶せしむる程度に野次又は拍手を續け又は演說會場を騒がせるの類である。(3)偽計詐術等不正の手段を以て選舉の自由を妨害する罪は、例へば選舉人をして味方の候補者に投票せしめ、又は反對派の候補者に投票せしめず、反對派の選舉運動者の運動を妨害し、

候補者たらしめんとする者をして立候補を斷念せしめ、當選人をして當選を辭せしむる等買収罪の目的たるものでも、財産的利益を以つて誘惑するのではなく、偽計詐術等の不正手段に依り目的を達するものは本條の罪となる。處罰は右に同じ。

(三) 利害關係を利用する威逼罪(一一五) 「選舉人、議員候補者、議員候補者タラムトスル者、選舉運動者若ハ當選人又ハ其ノ關係アル社寺、學校、組合、市町村等ニ對スル用水、小作、債權、寄附其ノ他特殊ノ利害關係ヲ利用シテ選舉人、議員候補者、議員候補者タラムトスル者、選舉運動者又ハ當選人ヲ威逼シタルトキ」とあるのがそれで、前に擧げた利害關係誘導罪が此等の利害關係を利用し相手方の心が之に依り自發的に動くことを期待するのに對し、威逼罪は此等の利害關係に付き、若し勸告に應ぜねば害惡を來すべき旨を豫告することに依り、相手方に畏怖の念を生ぜしめ、以つて其の者の意思の自由に壓迫を加ふるを謂ふ。例へば、町長に就任したき希望を有する甲某が反對派候補者の選舉運動主宰者とならんとして居るのに對し、町會議員で甲某の支持者であり、且つ他の候補者の選舉運動者となつて居る乙某から、若し右候補者の選舉運動主宰者となることを中止せねば町長改選の際支持しない旨を甲某に申し送つたやうな場合は、利害關係を利用する威逼罪に該當する(昭和一二・二・大刑)。處罰は右に同じ。

(四) 官公吏等の職務懈怠又は職權濫用に依る選舉妨害罪(一一六) (1)職務懈怠罪は選舉に關し官

吏吏員・選舉管理委員、同委員會書記、投票管理者、開票管理者、選舉長が故意に其の職務の執行を怠り選舉の自由を妨害することに依り成立する罪で、例へば、投票管理者が故意に投票所の秩序の紊れたのを制止しなかつたり、警察官吏が投票買収の行はれて居るのを知りながら、故意に檢舉せずして看過するといふやうな場合が之に相當する。爲すべき義務を爲さないことに依つて成立する不作爲犯である。(2)職權濫用罪は官吏又は吏員が正當の事由なくして議員候補者又は選舉運動者に追隨し、其の居宅又は選舉事務所に入入る等其の職權を濫用して選舉の自由を妨害することに依り成立する罪で、普通に官憲の選舉干渉と稱せらるる中でも正當な職權の行使と認めらるる限りは之に相當しないが、職權の濫用と認むべきものは之に相當する。殊に警察官吏が選舉人を威逼して其の投票を左右し、選舉當日濫に選舉人を檢束して投票を爲すことを得ざらしむるが如きは、其の著しい例である。處罰は四年以下の禁錮、罰金刑の選擇は無い。

(五) 官吏等の投票記載氏名の表示を求むる罪(一六條二項) 官吏若くは吏員又は選舉管理委員、同委員會書記・投票管理者・開票管理者・選舉長が選舉人に對し其の投票せんとする被選舉人の氏名を豫め聞き訊し、又は既に投票した同氏名を訊問して其の表示を求むるのは、投票の祕密主義を破壊して選舉の自由公正を害するもので、訊問を受けた選舉人は固より之に應ずべき義務は無いが、官吏等は其の訊問を爲したことのみにて既に犯罪を構成するのである。豫審判事が投票買収被告事件の豫審取

調に當り其の買収に應じた被告人又は證人に對し何人に投票したかの表示を求むるが如きも、本條の罪に該當する(昭和一二・六・八・大刑)。處罰は六ヶ月以下の禁錮又は三千圓以下の罰金。

(六) 選舉係員の投票記載氏名表示罪(七一七條) 選舉管理委員・同委員會書記・投票管理者・開票管理者・選舉長・立會人・監視者が、假りに職務上選舉人が投票に記載した被選舉人の氏名を窺知し得たとしても、それは職務上の祕密に屬し絶対に漏洩すべからざるもので、若し之を表示すれば本條の罪を構成する。其の氏名を推測して表示する場合をも含むもので(昭和一一・六・二・大刑)、隨つて其の表示した氏名が假りに眞實に反するとしても犯罪の成立に影響は無い。處罰は二年以下の禁錮又は一萬圓以下の罰金。

(七) 投票關涉罪・投票記載氏名認知罪(一一八條) 投票關涉罪は投票所に於いて投票の自由を妨げ正當の事由なくして選舉人の爲さんとする投票に干渉容喙することに依つて成立する。單純な投票勸誘は固より罪となるべき行爲ではないが、選舉人が既に投票所に入つた上は投票は絶対に自由であるべく何人も最早之に投票を勸誘し又は容喙するを得ない。若し投票所に於いて之を爲せば犯罪を構成するのである。選舉人の爲に投票を代書するが如きも同様である。(2)投票記載氏名認知罪は、投票所又は開票所に於いて投票に記載せられた被選舉人の氏名を認知する方法を行ふことに依つて成立する罪で、例へば投票所に於いて投票立會人が選舉人と意思を通じ、選舉人をして投票を折疊せず開披し

た儘之を立會人に示した後折疊み投函せしむるとか、又は選挙人をして投票に故意に墨點其の他一定の記號を附せしめ、それに依り開票所に於ける開票の際該選挙人が何人に投票したかを認知するとかいふやうな方法を取るの類である。處罰は一年以下の禁錮又は五千圓以下の罰金。

(八) 投票函侵害罪(一八、二八) 投票函は投票が終了して投票管理者が之を閉鎖した上は、開票所に於いて開票管理者のみが開票立會人の立會の上之を開き得べきもので、此の正當な法令の規定に依らずして投票函を開き又は投票函中の投票を取出したときは、本條の罪を構成する。投票函開披罪と投票取出罪との二に分ち規定せられて居るが、前者は投票函が閉鎖せられた後不法に之を開披することに依つて成立し、後者は未だ閉鎖せられない間に其の中より若干の投票を取出すことに依つて成立する。處罰は三年以下の懲役若しくは禁錮又は二萬圓以下の罰金。

(九) 選挙係員に對する暴行脅迫罪・選挙會場開票所投票所騷擾罪・投票投票函關係書類の抑留毀壞奪取罪(九條) 何れも選挙の管理を妨害する罪たることに於いて共通の性質を有し、一箇條に併せ規定せられて居る。(1)選挙係員に對する暴行脅迫罪は、投票管理者・開票管理者・選挙長・立會人・選挙監視者に暴行若しくは脅迫を加ふる罪であり、(2)騷擾罪は、選挙會場・開票所・投票所を騷擾する罪で、選挙會・開票・投票の執行に當り其の場の秩序を紊し、平穩に之を續行することを不可能又は困難ならしむる程度に混亂喧騒を起さしめたことに依つて成立する。刑法(一〇、六條)の騷擾罪を構成する

程度には達しないことを要する。(3)抑留毀壞奪取罪は、投票・投票函・其の他關係書類を抑留・毀壞若しくは奪取する罪で、抑留は此等が開票所から開票所に、開票所から選挙長に送致せらるるのを妨げ之を中途に差押へるを謂ひ、毀壞は此等を毀損し破壊するを謂ひ、奪取は送致の途中に於いて之を自分の支配下に奪ひ取るを謂ふ。何れも選挙の結果の公正なる決定を妨げ、或は再選挙を餘儀なくせしむる虞あるものである。處罰は四年以下の懲役又は禁錮。罰金刑の選擇は無い。

(一〇) 多衆聚合して暴行を爲す罪(一二〇、一二一) 多衆が聚合して前に述べた(一)の暴行罪・威力を加ふる罪・拐引罪、又は(九)の暴行脅迫罪・騷擾罪・抑留毀壞奪取罪を犯した場合は、一個人又は少數者が之を犯した場合に比し、其の犯人の中に(1)首魁(一年以上七年以下の懲役又は禁錮)、(2)他人を指揮し又は他人に率先して勢を助けた者(六月以上五年以下の懲役又は禁錮)、(3)附和隨行した者(千圓以下の罰金又は科料)の三種を分ち前の二種には特に刑を重くして居ることに於いて異つて居る。隨つて又多衆聚合罪を構成する爲には、其の共犯者が其の中に此等の三種を分ち得る程度の多人數に達して居ることを要するものでなければならぬ。

(一一) 多衆聚合して解散せざる罪(一二二) 前號の罪を犯す爲に多衆が聚合し、而も未だ其の目的たる暴行を爲すに至らない前に官憲から解散の命を受け、其の解散命令が三回以上に及び尙解散しないときは、多衆暴行罪は成立しないが、解散の命に従はないことに於いて獨立に犯罪を構成し、(1)

首魁(二年以下の禁錮)と(2)其の他の者(千圓以下の罰金又は科料)との別に應じそれそれ刑を受けねばならぬ。

(一一二) 兇器携帯罪(一一二條)

選舉に關し銃砲・刀劍・棍棒其の他人を殺傷するに足るべき物件を携帯した者は、それに依り何等の暴行を爲すに至らずとも、又必ずしも暴行を爲す目的を有しなくとも、之を携帯したことのみに依つて既に犯罪を構成するものとせられて居る。「選舉ニ關シ」兇器を携帯するとは、其の意義必ずしも明白ではないが、選舉事務所内又は演說會場内の如く選舉に關係ある場所に於いて、又は選舉運動者が選舉運動を爲す際とか、反對派の選舉運動者と會談し又は反對派の選舉事務所を訪問する際とかのやうに、選舉に關係ある行動を爲す場合に於いて、兇器を携帯することを意味するものと解すべきである。「人ヲ殺傷スルニ足ルベキ物件」とは必ずしも其の文字通りの意義に解すべきではなく、社會的常識に於いて兇器として認められ人をして危険の感を抱かしむるもののみを意味するものと解すべく、日常用具たるナイフや小兒の玩具の類は用ゐる方に依つては人を殺傷するに足るべきものでも其の中には含まれない(大正一四・五・二六・大刑)。處罰は二年以下の禁錮又は一萬圓以下の罰金。

同じく兇器携帯罪の中でも、それを携帯して選舉會場・開票所・投票所に入つた罪は、特に其の刑を重くし、三年以下の禁錮又は二萬圓以下の罰金に處すべきものとして居る(一二二條)。

(一一三) 氣勢を張る罪(一二二條)

「選舉ニ關シ多衆聚合シ若ハ隊伍ヲ組ミテ往來シ又ハ煙火、松明ノ類ヲ用ヒ若ハ鐘鼓喇叭ノ類ヲ鳴ラシ旗幟其ノ他ノ標章ヲ用フル等氣勢ヲ張ルノ行爲ヲ爲シ警察官吏ノ制止ヲ受クルモ仍其ノ命ニ從ハザル者」が此の罪に該當する。それは所謂選舉の示威運動で、單純なデモンストレーションだけでは未だ適法性を失はないが、警察官吏の制止を受けて之に従はない場合に、始めて犯罪を構成するのである。暴行を爲すことは初より目的とする所ではないから、首魁と其の他の者との區別なく、總てが平等の刑を定められて居る。處罰は六ヶ月以下の禁錮又は三千圓以下の罰金。

(一二四) 選舉妨害を煽動する罪(一二四條)

「以上(一)より(一一三)に至る各種の選舉妨害罪(四)(五)(六)に掲げた官公吏等の職務犯罪のみは之を除く」に付き、演說・新聞紙・雜誌・引札・張札其の他如何なる方法を以てするかを問はず、此等の罪を犯さしむる目的を以て人を煽動したときは、煽動罪として獨立の犯罪を構成する。煽動は教唆とは異つた觀念で、教唆は常に特定人を相手方とし、之をして現に犯罪を實行せしめたことに依つて成立するに對し、煽動は不特定な多數人を相手方とし、其の相手方が果してそれに依り犯罪の決意を爲すに至つたや否やは、其の成立に關係は無い。唯煽動者の側に於いて不特定の多數人がそれに依り犯罪の決意を爲すに至らんことを期待する主觀的意圖が有り、客觀的にも其の演說又は文書自身に於いて其の意圖を認定し得られることが必要である。煽動が新聞紙又は雜誌に依つて爲された

場合には、煽動者本人の外に其の編輯人及び實際に編輯を擔當した者も共に罰せられる。處罰は一年以下の禁錮又は五千圓以下の罰金。

第三節 虚偽事項を公にする罪

議員候補者に付き虚偽の事項を公にすることは、選舉人をして該候補者に投票すべきや否やを決するに當り、其の判断を誤らしむる虞あるもので、斯かる欺瞞的行爲は何人に對しても固く之を禁止する必要が有る。

それには議員候補者の利益の爲にする場合と其の不利益の爲にする場合との二種が有る。

(一) 議員候補者の利益の爲に虚偽事項を公にする罪(一二六條一號) 是れは特定の議員候補者自身から當選を得る爲又は其の選舉運動者其他の者が之をして當選を得しむる爲に、虚偽の事項を公表するもので、(1)其の公表の手段としては、前に述べた煽動罪と同様に、演説・新聞紙・雜誌・引札・張札其他何等の方法を以てするを問はないものとして居る。殊に議員候補者の身分經歷等は、候補者の申出に依り經歷公報に掲載頒布せらるるもので、其の掲載文中に虚偽の事項を記載することは、其の公表の最も普通な手段と謂ふべきである。(2)公表の事項は議員候補者の身分・職業又は經歷に關する虚偽の事項と定められて居る。即ち或る學校を卒業したのでないに拘らず其の學校の卒業者である

と稱し、醫師の助手であるに止まるに拘らず獨立の醫師であると僞稱するの類である。處罰は二年以下の禁錮又は一萬圓以下の罰金。

(二) 議員候補者の不利益の爲に虚偽事項を公にする罪(一二六條二號) 是れは反對派の候補者を陥いる爲にするもので、(1)其の發表の手段としては前の場合と同様何等の方法を以てするを問はないものとして居るが、(2)其の公表せらるる事項の内容に付いては、候補者の利益の爲にする場合の如き制限なく、如何なる事項にせよ候補者を陥いる爲に虚偽の事を公にすれば、常に罪となるべきものと定めて居る。處罰は右に同じ。

第四節 投票に關する罪

投票を爲すべき資格なき者が詐僞的手段を以て其の資格を得、又は無資格であるに拘らず詐僞的手段を以て投票を爲し、投票終了後作爲的に投票の結果を僞る等は、投票に關する犯罪を構成するもので、即ち左の通りである。

(一) 詐僞登録罪・虚偽宣言罪(一二七條) 何れも投票を爲す資格なき者が詐僞的手段を以て其の資格を得んとする罪で、(1)詐僞登録罪は詐僞の方法を以て選舉人名簿に登録せられた罪である。選舉人名簿は原則として市町村の選舉管理委員會が其の調製の任に當るのであるが、其の準備としての調査を

爲すに當り、それに登録せられる爲に虚偽の申告を爲し、因つて無資格であるに拘らずそれに登録せられ、又は名簿が既に調製せられた後それが正當であるにも拘らず虚偽の修正申立を爲し、それが效を奏して無資格であるに拘らず名簿に登録せられたやうな場合が之に該當する。(2)虚偽宣言罪は、投票所に於いて投票を爲さんとするに當り、投票管理者が其の者の果して選挙人本人であるや否やに疑念を抱き、其の者をして其の本人である旨を宣言せしめた場合に、其の本人ではないに拘らず本人である旨の虚偽の宣言を爲し、因つて投票を爲し得た罪である。本人でないにも拘らず本人であると詐稱して投票を爲すことは、それ自身犯罪を構成するのであるが、それが爲に虚偽の宣言を爲せば、二罪の併合罪を構成するのである。處罰は千圓以下の罰金。

(二) 無資格投票罪(一二七) 選挙の當日現に選挙権を有しない者は、假令選挙人名簿に登録せられて居るとしても、投票を爲すことを得ないのであるが(三〇)、自分に選挙権の無いことを知つて居ながら、名簿に登録せられて居るのを奇貨とし、選挙権者たることを装ひ投票を爲したときは、本罪を構成する。法律には單に「選挙人ニ非ザル者投票ヲ爲シタルトキハ」とあるが、本人が選挙人に非ざることを知つて居たことが其の成立要件たることは勿論で、若しそれを知つて居なかつたならば故意を缺いて居るもので、固より犯罪を構成しない。處罰は一年以下の禁錮又は五千圓以下の罰金。

(三) 詐偽投票罪(一二七) 條二號

氏名を詐稱し其の他詐偽の方法を以て投票を爲した者が之に該當す

る。氏名を詐稱して爲した投票が之に該當することは勿論であるが、法律は議員候補者の氏名を自書し得ない者は投票を爲すことを得ず(三〇)と明言して居るのであるから、氏名を自書し得ない者が型紙を用ゐて投票するが如きものに該當する。大審院判例に於いても「自書スル能ハザル者が型紙ヲ使用シ墨汁ヲ塗リテ議員候補者ノ氏名ヲ投票用紙ニ顯出セシメ宛モ自書シタルモノノ如ク装ヒテ投票ヲ爲シタルトキハ其ノ行爲ハ詐偽ノ方法ヲ以テ投票ヲ爲シタルモノニ該當ス」(昭和三・五・八・大刑、)と曰つて居る。但し型紙を用ゐたのではなく、手本を投票所に持参し其の手本を見て自ら議員候補者の氏名を書いたのは、兎も角も投票を自書したものであり、詐偽投票には該當しない(昭和一三・五・一三・大刑)。處罰は二年以下の禁錮又は一萬圓以下の罰金。

(四) 投票偽造罪・投票數増減罪(一二七) 條三號

共に投票の結果を詐偽的に變更する罪で、(1)投票偽造

罪は何等かの方法に依り投票用紙を手に入れ之に自派の候補者の氏名を記載して投函し又は開票の際他の一般の投票中に混入するに依り成立する罪で、投票數増減罪と結合して行はることが多く、例へば、反對派の投票若干數を取り出だし、其の代りにそれだけの數の偽造投票を投入するの類で、此の場合は投票數減少罪と投票偽造罪とが結合して包括一罪を構成するのである。(2)投票數増減罪は實質的に投票數を増減する場合と單に計算上に之を増減する場合とを併せ含むもので、實質的の増減の場合は反對派の投票を取り出して之を廢棄するは其の減少に相當し、自派の候補者の投票を偽造して

混入するは其の増加に相當するが、後の場合は投票偽造罪と結合せるものである。計算上の増減は得票数の計算に當り各候補者の得票をそれぞれ別々に一括して計算するに際し、反対派候補者の有効投票若干を取去り之を自派の候補者の得票中に差入れ、被選舉人の何人なるかを確認し難き無効投票を自派の候補者の得票中に差入れ、又は得票数多き自派候補者の得票若干を得票数少き他の自派候補者の得票中に加ふるが如き行爲を謂ふのである(昭和一三・九)。處罰は三年以下の懲役若しくは禁錮又は二萬圓以下の罰金。

(五) 關係係員の投票偽造及び投票數増減罪(一二七條四號) 投票偽造罪又は投票數増減罪を犯した者が選舉管理委員・同委員會書記・投票管理者・開票管理者・選舉長・選舉事務に關係ある官吏・吏員・立會人又は監視者であるときは、一般人が之を犯した場合よりも特に其の刑を重くして居る。開票管理者が投票の效力を決定する場合に故意に有効投票を無効とし無効投票を有効とするが如きものに相當する。五年以下の懲役若しくは禁錮又は二萬圓以下の罰金。

第五節 立會人の義務懈怠罪

以上擧げた各種の選舉犯罪は何れも性質上刑事犯罪に該當するものであるが、此等の外に尙行政犯罪又は形式的犯罪として見るべきものが有り、而して其の第一種として擧ぐべきものは、立會人が正

當の事故なくし其の義務を缺く罪(八二條)である。

投票立會人・開票立會人・選舉立會人として選定せられた者は、何れも正當の事故なくして其の職を辭することを得ないもので、而して其の職に就いた上は成規の時刻に出頭して立會を爲し誠實に其の職務を盡すべき義務が有る。其の盡すべき職務はそれぞれ法律に規定せられて居るが、正當の事故なくして其の職を辭し又は就職しながら義務を缺いたときは、處罰せられる。處罰は千圓以下の罰金。

(9) 立會人義務懈怠罪は、法律の明文に依り定められて居る義務を缺いた場合にのみ成立するや、又は法律に明文なくとも其の當然の義務と解すべき事項を缺いた場合にも成立するやに付いては、昭和十三年六月二十九日判決は後の見解を取り、投票管理者が成るべく早く投票所を閉鎖したい希望から、故意に投票所備付の柱時計の時刻を約二十分程進めたのを投票立會人が見て居りながら、其の儘何等の注意を加へず看過し其の結果法定の時刻よりも約二十分程早く投票所を閉鎖するに至つた事件に付き、投票立會人が其の義務を怠つたものとして處断して居る。併し是は當否頗る疑はしく、寧ろ第一二八條に所謂「本法ニ定メタル義務」とは法律の成文を以て規定せられて居る義務のみを意味するものと解すべきであらう。

第六節 選舉運動取締規定に違反する罪

選舉運動及び選舉運動の費用に關する取締規定は前章に述べたが、其の違反が犯罪を構成する場合及び其の處罰は凡そ左の通りである。其の構成要件に付いては前章參照。

(一) 立候補届出前に選舉運動を爲す罪。處罰は一年以下の禁錮又は五千圓以下の罰金(九五條一)。
 (二) 學校の兒童・生徒・學生との特殊の關係ある地位を利用して選舉運動を爲す罪。處罰は右に同じ(九六條一)。

(三) 選舉管理委員・同委員會書記・投票管理者・開票管理者・選舉長・選舉事務に關係ある官吏
 吏員が其の關係区域内に於ける選舉運動を爲す罪。處罰は六ヶ月以下の禁錮又は三千圓以下の罰金
 (九九條一)。
 (三一條)。

(四) 選舉事務所又は休憩所に關する違反罪。此の種に屬するものには左の數罪が有る。

(イ) 議員候補者又は推薦届出者(推薦届出者數人あるときは其の代表者)に非ざる者が選舉事務所を設置する罪。處罰は六
 ヶ月以下の禁錮又は三千圓以下の罰金(八九條一項)。
 (一三一條)。

(ロ) 選舉事務所の設置又は異動の届出義務に違反する罪。處罰は千圓以下の罰金(八九條二項)。
 (一三二條)。

(ハ) 法定數を越ゆる選舉事務所を設置する罪。處罰は三千圓以下の罰金(九〇條一)。
 (三〇條)。

(ニ) 選舉の當日法定の禁止區域に選舉事務所を設置する罪。處罰右に同じ(九一條一)。
 (三〇條)。

(ホ) 休憩所又は之に類する設備を設置する罪。處罰右に同じ(九二條一)。
 (三〇條)。

(ヘ) 違法の選舉事務所の閉鎖命令に従はざる罪。處罰は一年以下の禁錮又は五千圓以下の罰金(九四
 條二九)。

(五) 戸別訪問罪。處罰右に同じ(九八條一)。
 (二九條)。

(六) 文書圖畫に依る選舉運動の取締に違反する罪。選舉運動の爲に頒布し又は揭示する文書圖畫
 に關しては内務大臣の命令を以て制限を設くるを得べきものとせられて居り(一〇條)、而して此の内務大
 臣の命令に違反する者は千圓以下の罰金に處すべきものとして居る(一二二條)。此の命令は衆議院議員選
 舉運動等取締規則(昭和二〇)として公布せられて居るが、之に對する違反罪には凡そ左の各種が有る。

(イ) 文書圖畫に責任者の氏名住所を記載すべき場合に其の記載を爲さざる罪。

(ロ) 郵便に依らずして選舉運動の爲の文書圖畫(演說會告知の爲にする新聞紙折込の引札及び新聞紙の廣告を除く)
 を頒布する罪。

(ハ) 選舉運動の爲の文書圖畫(選舉事務所及演說會場を表示する張札、立札看板、演說會告知の張札を除く)を貼
 付し又は揭示する罪。

(ニ) 選舉の當日法定の禁止區域に於いて演說會場の張札立札看板、演說會告知の張札を爲す罪。

(ホ) 他人の土地工作物に其の承諾を得ずして演說會告知の張札等文書を貼付し揭示する罪。

(ヘ) 演說會告知の文書に法定事項以外の記載を爲す罪。

(ト) 演說會告知の張札が法定の大きさを越ゆる罪。

(チ) 選舉事務所又は演說會場を表示する張札立札看板に法定事項以外の記載を爲す罪。

(七) 選舉期日後の挨拶行爲の取締に違反する罪。選舉期日後に於いて當選又は落選に關し選舉

人に挨拶する目的を以て爲す行爲に關しても内務大臣は命令を以て制限を設くるを得べきものとせられて居るが(一〇〇)、其の違反に對する罰則の定なく、内務省令に依る衆議院議員選舉運動等取締規則中に其の制限を定むると共に、其の違反に對する罰則をも定めて居る。

(八)選舉運動の費用及び選舉運動に關する収入の取締に違反する罪 此の種に屬するものには凡そ左の各種が有る。

(イ)支出責任者の選任・異動・職務代行に關する届出を怠る罪(一〇一條)。處罰千圓以下の罰金(一三二條一項)。

(ロ)支出責任者に非ざる者が支出責任者の文書に依る承諾を得ずして選舉運動の費用を支出する罪(一〇一條)。處罰一年以下の禁錮又は五千圓以下の罰金(一三三條)。

(ハ)支出責任者に非ざる者が選舉運動に關する収入を收受し、之を支出責任者に通知せざる罪(一〇四條)。處罰六ヶ月以下の禁錮又は三千圓以下の罰金(一三三條)。

(ニ)支出責任者が選舉運動の費用又は選舉運動に關する収入に付き法定の届出を爲さざる罪(一〇五條)。處罰右に同じ(一三三條)。

(ホ)候補者を推薦し又は支持する政黨其の他の團體の代表者又は主幹者が選舉運動の費用又は選舉運動に關する収入に付き法定の届出を爲さざる罪(一〇六條)。處罰右に同じ(一三三條)。

(ヘ)支出責任者が法定の帳簿を備へず、之を備ふるも選舉運動の費用及び選舉運動に關する収入を

帳簿に記載せず又は虚偽の記載を爲す罪(一〇八條)。處罰右に同じ(一三五條)。

(ト)支出責任者が帳簿並に選舉運動費用及び選舉運動に關する収入に關する必要の書類を議員の任

期間保存せざる罪(一〇八條)。處罰右に同じ(一三五條)。

(チ)右に依り保存すべき帳簿又は書類に虚偽の記入を爲す罪(一〇八條)。處罰右に同じ(一三五條)。

(チ)支出責任者の更迭に際し事務引繼を爲さざる罪(一〇九條)。處罰右に同じ(一三三條)。

第七節 選舉犯罪に對する制裁

法律が選舉犯罪として定めて居るものは、凡そ以上列記した通りであり、法律は一々之に對して科すべき刑罰を定めて居るのであるが、刑罰の外に尙之に伴ふ從たる制裁として定められて居るものに左の各種が有る。

(一) 買収に關する罪に依り收受し又は交付を受けたる利益の沒收又は價額の追徴(四一條) 買収に

關する罪に依り其の買収に應じた者が、供與せられた利益を收受し、饗應接待を受け、又は選舉買収費として或る金額の交付を受けたやうな場合には、主刑の確定と共に其の收受し又は交付を受けた利益は之を沒收し、若し其の全部又は一部を沒收することの不能な場合には其の價額を追徴する。(10)

(10) 供與金又は交付金の追徴に付き、大審院の判例に見はれて居る稍著しいものを擧げると、凡そ左の諸例が有る。

- (一) 供與を受けた後に、該金員を遺失したとしても、供與收受罪の成立はそれが爲に阻却せらるるものではないから、一旦收受した金額は追徴を免れない(昭和九・三・六・大刑)。
- (二) 選挙運動の報酬として不正に收受した金額は、假令其の一部を選挙運動の實費として支出したとしても、其の全金額に付き追徴せらるべきものである(昭和一二・九・二八・大刑)。
- (三) 數人が共同して選挙運動の報酬として或る金額の供與を受けた場合に、其の供與金を追徴するには各自の分配額に應じて之を行ふべきで、若し其の分配額が不明であれば平等に分配したものと推定せらるべきである(昭和一〇・一・二九・大刑)。
- (四) 供與を受けた金額の中一部は供與者に返還した場合には其の返還せられた金額は返還を受けた供與者から追徴せらるべきものである(昭和一一・一一・二三・大刑)。
- (五) 投票買収資金として選挙人に供與するが爲に金員の交付を受けた者が、交付金の一部を委託の趣旨に従ひ他に供與した場合には、其の残額に付き没収又は追徴を受けねばならぬ(昭和二三・三・四・大刑)。
- (六) 選挙運動者の買収資金として金員の交付を受けた者が、其の金額を郵便爲替に取組み爲替券を交付者に返送した以上は、交付者が未だ爲替の拂渡を受けないとしても、右の金員は既に交付者に返還せられたものとして、交付者から之を追徴するを相當とする(昭和一六・四・二・大刑)。
- (二) 兇器携帯罪に於ける兇器の領置及び没収(項一二二條二) 兇器携帯の罪に付き犯人を檢舉した場合に警察官吏が必要と認めるときは、其の兇器を領置するを得べく、之に對する刑が確定すると共に兇器は當然沒收せられる。

(三) 當選人の當選無効 當選人が選挙犯罪に依り刑に處せられたときは、刑の確定と共に其の當選は何等の行爲をも待たず法律上當然に無効となる(一三六條前段)。

當選人の爲に選挙運動を總括主宰した者が買収に關する罪に依り刑に處せられたときにも、其の當選が無効となるのであるが、此の場合には特に免責事由が定められて居り、其の免責事由の有無を審理確定する必要がある爲、檢察官の附帶公訴の提起を必要とし、それに依り當選無効となるや否やを決する。

當選人の爲に支出せられた選挙運動の費用が法定の限度を超過した場合には、犯罪を構成するものではなく刑罰の原因とはならないが、唯當選無効の原因となり、訴訟の提起を待つて判定せられる。

(四) 選挙權被選挙權の停止 普通の犯罪で六年未滿の懲役又は禁錮の刑を受けた者も、刑の執行を終へ又は執行を受くることなきに至るまでは當然失權となるのであるが、選挙犯罪に依り刑に處せられた者は此の外に尙法定の條件を以て或る期間選挙權被選挙權を有しないものとせられて居る。其の條件は左の通りである(一七三條七條)。

(イ) 失權の原因 は、選挙法所定の選挙犯罪に依り刑に處せられたことであるが、第三百三十條(選挙事務所休憩所の設置に關する罪)及び第三百三十二條(選挙事務所を設置又は異動及び支出責任者の異動の届出義務懈怠の罪)の罪は除かれる。選挙法に罰則の定なく、選挙運動等取締規則に依り罰則を定めて居る罪(選挙期日後の挨拶行爲違反罪)も同様である。

(ロ) 失權の期間 は、(1)罰金の刑に處せられた者は刑の確定後五年間、(2)禁錮以上の刑に處せられ

た者は其の裁判確定の後刑の執行を終る迄又は刑の執行を受くることなきに至る迄の間又は刑の時効に因る場合を除くの外刑の執行の免除を受くる迄の間及び其の後五年間、(3)買収に關する罪に依り刑に處せられた者が更に買収罪に依り刑に處せられたときは、右の五年間を十年間とする。(4)六年の懲役又は禁錮以上の刑に處せられた者は終身失權するのであるから、固より此等の規定の適用は無い。

(四)失權の範圍 失權は單に衆議院議員の選舉權及び被選舉權に止まらず、選舉に付き衆議院議員選舉法罰則の規定を準用して居る總ての議會の議員の選舉權及び被選舉權にも及ぶもので、即ち參議院議員、北海道會・都議會・府縣會・市町村會・區會の各議員の選舉權及び被選舉權は共に之を失ふのである。

(ニ)失權の不適用又は輕減 裁判所は情狀に因り刑の言渡と共に、刑の執行の終つて後尙五年間失權する旨の規定を適用せず又は其の期間を短縮する旨の宣告を爲し、買収罪の累犯者に對しても十年間を短縮する旨の宣告を爲すことが出来る。

(五)公訴の時効 選舉犯罪に付いては一般犯罪に比し特に短期の時効期間が定められて居る。即ち一般の選舉犯罪に在りては犯罪行爲の終つた時から六月を経過するに依り時効は完成するものとす、但し犯人が逃亡したときは其の期間を一年とする。投票偽造罪及び投票數増減罪のみは時効完成の期間を一年とする(八條)。

1945 20
21
22
23

(日本出版協會會員番號 A125007)

昭和二十三年六月一日 初版印刷
昭和二十三年六月五日 初版發行

選舉法詳説 定價 金百六拾圓

著作権所有

著者 美濃部達吉
東京都千代田區神田神保町二ノ十七

發行者 江草四郎
東京都千代田區神田神保町三ノ十

印刷者 春山治部左衛門
東京都千代田區神田神保町二丁目十七番地

發行所 書肆有斐閣
電話九段(33)〇三三・〇三四
本郷支店 文京區東京大學正門前
京都支店 左京區吉田牛ノ宮町三

配給元 日本出版配給株式會社
東京都千代田區神田淡路町二丁目九番地

印刷所 立社印刷所
製本 共高陽堂製本

工-Q-14







